参 考 資 料 編

目　　次

＜ 参 考 資 料 編 ＞

１．宇治田原町防災会議条例 1
２．宇治田原町災害対策本部条例 4
３．宇治田原町消防団条例 5
４．宇治田原町消防団規則 9
５．災害時応援協定の締結状況 13
６．災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準 15
７．災害弔慰金の支給等に関する条例 21
８．災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 25
９．災害対策基本法 28
10．消防法 31
11．消防水利一覧 32
12．ため池一覧 33
13．洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 35
14．洪水浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 36
15．土砂災害（特別）警戒区域（土石流） 37
16．土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地） 40
17．土砂災害（特別）警戒区域（地すべり） 42
18．土砂災害（特別）警戒区域位置図 43
19．土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 44
20．砂防指定地 45
21．急傾斜地崩壊危険区域 46
22．地すべり防止区域 46
23．崩壊土砂流出危険地区 47
24．山腹崩壊危険地区 48
25．土石流発生履歴 50
26．想定地震震度分布図 51
27．避難場所、避難所及び要配慮者利用施設 56
28．避難場所位置図 59
29．避難所位置図 60
30．町内の国・府・町指定（登録）文化財一覧 61
31．施設等の構造等一覧 63
32．危険物貯蔵施設一覧 65
33．指定給水装置工事事業者一覧 68
34．指定排水設備工事事業者一覧 71

１．宇治田原町防災会議条例

昭和 39 年 3 月 25 日
条例第 26 号
改正　平成 9 年 7 月 7 日条例第 10 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号
平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、宇治田原町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務を行う。

(1)　宇治田原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて宇治田原町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項の水防計画を調査審議すること。

(5)　前 4 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　京都府知事の内部の職員のうちから町長が委嘱する者

(2)　京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(3)　町長がその内部の職員のうちから指名する者

(4)　教育長

(5)　消防団長

(6)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(7)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

(8)　その他宇治田原町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(9)　委員の定数は、40 人以内とする。

（委任）

第 4 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 9 年 7 月 7 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成24年9月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

宇治田原町防災会議委員名簿

○会　長　　宇治田原町長

○京都府知事の内部の職員のうちから町長が委嘱する者
　京都府山城広域振興局長　　京都府山城北土木事務所長
　京都府山城北保健所長　　京都府山城教育局長

○京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
　京都府田辺警察署　警備課長
　京都府田辺警察署　地域課長

○町長がその内部の職員のうちから指名する者
　副町長　政策監　総務担当理事　健康福祉担当理事　建設事業担当理事
　教育次長

○教育長

○消防団長

○指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
　西日本電信電話株式会社（京都支店）　設備部長
　関西電力送配電株式会社（京都本部）　伏見配電営業所長

○その他宇治田原町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
　宇治田原町区長会長
　京田辺市消防署宇治田原分署長
　陸上自衛隊（第 102 施設器材隊長）

２．宇治田原町災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 25 日
条例第 27 号
改正　平成 18 年 4 月 1 日条例第 6 号
平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宇治田原町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、本部長が指名し、本部の事務に従事する。

（班）

第 3 条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の班を置くことができる。

2　班に班長及び班員を置く。

3　班長は、災害対策本部員のうちから本部長が指名する。

4　班長は、本部長の命を受けて班の事務を掌理する。

5　班員は、班長の命を受けて班の事務を処理する。

（委任）

第 4 条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 4 月 1 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

３．宇治田原町消防団条例

昭和 42 年 12 月 23 日
条例第 14 号
改正　昭和 44 年 4 月 1 日条例第 3 号
昭和 45 年 3 月 20 日条例第 4 号
昭和 46 年 3 月 22 日条例第 3 号
昭和 47 年 8 月 31 日条例第 16 号
昭和 49 年 4 月 1 日条例第 14 号
昭和 50 年 3 月 24 日条例第 6 号
昭和 52 年 3 月 18 日条例第 2 号
昭和 54 年 3 月 10 日条例第 3 号
昭和 60 年 10 月 9 日条例第 10 号
平成 2 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 2 年 12 月 26 日条例第 27 号
平成 9 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 13 号
平成 13 年 4 月 1 日条例第 5 号
平成 18 年 10 月 1 日条例第 27 号
平成 27 年 4 月 1 日条例第 17 号
令和元年 10 月 1 日条例第 9 号
令和 4 年 3 月 30 日条例第 7 号

（趣旨）

第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに法第 19 条第 2 項、第 23 条、第 24 条及び第 25 条に規定する非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第 2 条　法第 9 条第 3 号の規定に基づき宇治田原町に消防団を設置する。

2　前項の消防団の名称は、宇治田原町消防団とし、その区域は、町全域とする。

（定員）

第 3 条　団員の定数は、309 人とする。

（任用）

第 4 条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

(1)　当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
(2)　年齢 18 歳以上の者
(3)　志操堅固で、かつ、身体強健な者

（欠格条項）

第 5 条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1)　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2)　第 7 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
(3)　6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第 6 条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1)　勤務実績が良くない場合

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3)　前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4)　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)　前条第 2 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)　当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第 7 条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告し、停職し、又は免職することができる。

(1)　消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

(2)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3)　団員としてふさわしくない非行があったとき。

2　停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

第 8 条　分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務)

第 9 条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第 10 条　団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第 11 条　団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 12 条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第 13 条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2　団員には、次により年額報酬を支給する。

団長　年額　169,500 円

副団長　年額　128,500 円

分団長　年額　107,500 円

副分団長　年額　87,500 円

部長　年額　71,500 円

班長　年額　39,500 円

団員　年額　36,500 円

3　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次に掲げる範囲で出動報酬を支給する。

災害の場合　1 日につき　1,000 円以上 8,000 円以内

警戒、訓練等の場合　1 日につき　1,000 円以上 4,000 円以内

(費用弁償)

第 14 条　団員が公務のため旅行した場合、団長及び副団長については宇治田原町特別職の職員の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 7 号)による職員相当職、分団長、副分団長及び部長については宇治田原町職員の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 8 号。以下「職

員の旅費条例」という。)別表第1に定める管理職員相当職、その他の団員については職員の旅費条例別表第 1 に定める管理職員以外の職員相当職とみなし費用弁償として旅費を支給する。

2　報酬及び費用弁償の支給方法については、非常勤特別職の職員の例による。

(公務災害補償)

第15条　団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2　公務災害補償の額及び支給方法については、条例で別に定める。

(退職報償金)

第 16 条　団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。

2　退職報償金の額及び支給方法については、条例で別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、第13条の規定については昭和42年4月1日から、第14条の規定は昭和42年12月1日から適用する。

附　則(昭和44年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和45年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附　則(昭和46年3月22日条例第3号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附　則(昭和47年8月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附　則(昭和49年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和50年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附　則(昭和52年3月18日条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則(昭和54年3月10日条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附　則(昭和60年10月9日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附　則(平成2年3月31日条例第7号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附　則(平成2年12月26日条例第27号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附　則(平成9年3月31日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成12年3月31日条例第13号)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2　民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3　旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4　前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成 13 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 10 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和元年 10 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

４．宇治田原町消防団規則

昭和 32 年 12 月 16 日
規則第 11 号
改正　昭和 47 年 3 月 21 日規則第 7 号
昭和 49 年 4 月 1 日規則第 11 号
昭和 54 年 4 月 1 日規則第 1 号
平成 8 年 3 月 29 日規則第 4 号
平成 9 年 7 月 7 日規則第 10 号
平成 10 年 3 月 31 日規則第 3 号
平成 10 年 12 月 25 日規則第 16 号
平成 17 年 4 月 1 日規則第 10 号
平成 18 年 10 月 1 日規則第 22 号

（趣旨）

第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第 2 条　消防団に次のとおり役員を置く。

団長　　1 人
副団長　　2 人
分団長　　2 人
副分団長　4 人
部長　　10 人
副部長　10 人

（役員の職務）

第 3 条　団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責に任ずる。

2　団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い分団長が団長の職務を行う。

3　分団長は、各分団を統轄し、団長の命により団員の指揮監督に当たる。

4　副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第 4 条　団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は 2 年とし、部長及び副部長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

（分団の区域）

第 5 条　分団の区域は、次のとおりとする。

名　称		担　任　区　域
第 1 分団	第 1 部	大字南
	第 2 部	大字立川、大字荒木の一部及び大字岩山の一部
	第 3 部	大字湯屋谷及び大字岩山の一部
	第 4 部	大字奥山田
	第 5 部	銘城台
第 2 分団	第 1 部	大字郷之口、大字贄田及び大字南の一部
	第 2 部	大字荒木及び大字高尾
	第 3 部	大字岩山
	第 4 部	大字禅定寺及び大字岩山の一部
	第 5 部	緑苑坂

（宣誓）
第6条　団員は、その任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。

宣　誓　書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平及び偏見を避け、何人をもおそれず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年　　月　　日

宇治田原町消防団
氏　名　　印

（水火災その他の災害出場）
第7条　消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行キロメートルに従うとともに正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。
第8条　出火出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。
(1)　責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
(2)　病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
(3)　団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させてはならない。
(4)　消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
(5)　前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。
第9条　消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。
（消火及び水防等の活動）
第10条　水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。
第11条　消防団は、水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。
(1)　消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
(2)　消防作業は、真摯に行わなければならない。
(3)　放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。
(4)　部は、相互に連絡協調しなければならない。
第12条　水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員又は検屍（し）員が到着するまでその現場を保存しなければならない。
第13条　放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。
(1)　直ちに町長及び警察職員に通報しなければならない。
(2)　現場保存に努めなければならない。
(3)　事件は慎重に取り扱うとともに公表は、差し控えなければならない。
（文書簿冊）

第 14 条　消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。
(1)　団員の名簿
(2)　沿革誌
(3)　日誌
(4)　設備資材台帳
(5)　区域内全図
(6)　地理水利要覧
(7)　金銭出納簿
(8)　手当受払簿
(9)　給与品貸与品台帳
(10)　諸令達簿
(11)　消防法規例規つづり
(12)　雑書つづり
(教養及び訓練)
第 15 条　団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。
(表彰)
第 16 条　町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。
2　前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。
第 17 条　前条の表彰は、次の 2 種とする。
(1)　賞詞
(2)　賞状
第 18 条　賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる部に対してこれを授与する。
第 19 条　町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。
(1)　水火災予防又は鎮圧
(2)　消防施設強化拡充についての協力
(3)　水火災現場における人命救助
(4)　火災その他災害時における警戒防ぎょ、救助に関し消防団に対してなした協力
(服制)
第 20 条　消防団の服制については、国家消防庁の定める準則による。
第 21 条　各部長は、各部ごとに消防の施設及び設備の整備並びに補修の場合にはあらかじめ団長を経て、町長に申し出なければならない。

附　則

1　この規則は、昭和 32 年 1 月 1 日から施行する。
2　この規則施行のときこれに抵触するものは、その効力を失う。

附　則(昭和 47 年 3 月 21 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 54 年 4 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 4 号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成9年7月7日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町消防団規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附　則(平成10年3月31日規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成10年12月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治田原町消防団規則第5条の規定は、平成10年8月25日から適用する。

附　則(平成17年4月1日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

５．災害時応援協定の締結状況

令和５年３月 31 日現在

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	宇治田原町と田辺町（現・京田辺市）との間における消防事務委託に関する付属協定書	田辺町（現・京田辺市）	平成４年３月 31 日	行政
2	八幡、綴喜地区消防相互応援協定書	八幡市・田辺町（現・京田辺市）・井手町	昭和 58 年４月１日	行政
3	京都府広域消防相互応援協定書	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、相楽中部消防組合、宮津与謝消防組合、京都中部広域消防組合・乙訓消防組合	令和２年３月 27 日	行政
4	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、与謝野町	平成 19 年４月１日	行政
5	災害時等における医療救護活動についての協定書	京都府綴喜医師会	平成８年 12 月６日	
6	災害時における物資の供給に関する協定書	（株）西友フーズ関西販売部	平成 13 年１月９日	
7	災害時における物資の供給に関する協定書	（株）サンフレッシュ宇治田原店	平成 13 年４月 10 日	
8	災害時における物資の供給に関する協定書	京都やましろ農業協同組合	平成 13 年４月 10 日	
9	災害発生時における応急工事等の協力に関する協定書	宇治田原町建設業協会	平成 18 年 10 月１日	
10	災害発生時における物資の供給に関する協定書	(株)ユタカファーマシー	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
11	災害時における物資の供給に関する協定書	イオンリテール(株)	平成 23 年４月１日	平成 30 年３月 31 日解約
12	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	京都中央葬祭業協同組合	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
13	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	（社）全国霊柩自動車協会近畿支部連合会	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
14	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	（社）京都府エルピーガス協会城北支部	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
15	災害時における物資の供給等協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト(株)	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
16	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	樋口鉱泉(株)	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
17	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	Ｆレンタリース(株)	平成 23 年４月１日	（旧）京都南部都市広域行政圏推進協議会分
18	災害時における物資の供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成 24 年７月１日	
19	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会	平成 26 年９月１日	

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
20	災害発生時における物資の供給に関する協定書	(株)平和堂	平成 27 年 3 月 3 日	
21	災害時相互応援協定書	岐阜県揖斐郡池田町	平成 27 年 5 月 15 日	行政
22	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 27 年 7 月 28 日	行政
23	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	京都やましろ農業協同組合	平成 27 年 11 月 2 日	
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人長楽会	平成 28 年 3 月 24 日	
25	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人宇治田原むく福祉会	平成 28 年 3 月 24 日	
26	災害時相互応援協定書	滋賀県甲賀市	平成 28 年 8 月 1 日	行政
27	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話(株) 京都支店	平成 29 年 5 月 15 日	
28	災害時相互応援協定書	兵庫県加東市	平成 29 年 7 月 6 日	行政
29	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール(株) 近畿カンパニー	平成 30 年 4 月 1 日	
30	災害時相互応援協定書	滋賀県大津市	平成 30 年 8 月 6 日	行政
31	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	一般財団法人　ドロー撮影クリエイターズ協会 一般財団法人　地域再生・防災ドローン利活用推進協会	令和元年 5 月 10 日	
32	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)オオマチワールド	令和元年 10 月 7 日	
33	災害時等における物資の供給に関する協定書	(株)ヤマコー	令和 2 年 7 月 1 日	
34	災害発生時における宇治田原町と宇治田原町内郵便局の協力に関する協定書	京都中央郵便局、郷之口郵便局、宇治田原郵便局	令和 2 年 12 月 25 日	
35	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	京都府、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、府内 22 市町	令和 3 年 3 月 25 日	
36	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	京都府、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、府内 22 市町	令和 3 年 3 月 25 日	
37	災害時における物資供給及び施設使用に関する協定書	(株)エフケイ	令和 3 年 6 月 30 日	
38	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー(株)	令和 4 年 1 月 7 日	
39	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電(株)　京都支社電力本部　伏見配電営業所	令和 5 年 1 月 6 日	

６．災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

（令和５年６月 16 日内閣府告示第 91 号）令和５年４月１日から適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日あたり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難にあたっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日あたり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難にあたっての輸送費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅
1　規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2　基本額
1 戸あたり
6,775,000 円以内
3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害発生の日から
20 日以内着工</td><td>1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。
2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4　供与期間は 2 年以内</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる
2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1 人 1 日あたり
1,230 円以内</td><td>災害発生の日から
7 日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
(1 食は 1/3 日)</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から
7 日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="2">全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から
10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯</th><th>4 人世帯</th><th>5 人世帯</th><th>6 人以上
1 人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 （出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯あたり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学生児童4,800円 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体あたり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体あたり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1　日当 府の常勤職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める 2　時間外勤務手当 上記に定める日当額を基礎として常勤職員との均衡を考慮して算定 3　旅費 府職員に対する旅費の支給に関する条例に定める額	救助の実施が認められる期間以内	
	災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その 100 分の３以内の額を加算した額		

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">救助の事務を行うのに必要な費用</td><td rowspan="2">1　時間外勤務手当
2　賃金職員等雇上費
3　旅費
4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）
5　使用料及び賃借料
6　通信運搬費
7　委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト　5億円を超える部分の金額については100分の4</td></tr>
</table>

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

７．災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 62 年 7 月 1 日
条例第 15 号
改正　平成 3 年 12 月 25 日条例第 14 号
平成 23 年 10 月 1 日条例第 14 号
令和元年 7 月 1 日条例第 8 号
令和 2 年 4 月 1 日条例第 15 号

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　住民　災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　町は、住民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項

の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　町は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条　町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該

世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を、延滞の場合を除き、年1.5パーセントとする。

3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章　雑則

(支給審査委員会の設置)

第16条　町に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

2　支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3　前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

第6章　補則

(委任)

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年条例第24号)は、

廃止する。

附　則(平成3年12月25日条例第14号)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成23年10月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(令和元年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

８．災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 62 年 7 月 1 日
規則第 5 号
改正　令和元年 7 月 1 日規則第 9 号
令和 2 年 4 月 1 日規則第 5 号

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条　町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条　町長は、この町の区域外で死亡した住民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、住民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条　町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条　町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった住民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

第 4 章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記第 2 号様式)を、町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
(4)　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
(2)　被害を受けた日の属する前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
(3)　その他町長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(別記第 3 号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第 4 号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別記第 5 号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第 6 号様式)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(別記第 7 号様式)を、町長に提出しなければならない。

2　町長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記第 8 号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第 9 号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を、町長に提出しなければならない。

2　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記第11号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第12号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記第13号様式)を、町長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第14号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第15号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届(別記第16号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章　補則

(補則)

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和49年規則第10号)は、廃止する。

附　則(令和元年7月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

９．災害対策基本法

（昭和 36 年法律第 223 号）最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 58 号

（市町村地域防災計画）

第 42 条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 42 条の 2　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

２　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
4　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）
第60条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
2　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
4　市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
5　市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
6　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
7　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
8　第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村長の警戒区域設定権等）
第63条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
2　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。こ

の場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4　第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

10. 消防法

（昭和 23 年法律第 186 号）最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 8 条　学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める 2 以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2　前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　消防長又は消防署長は、第 1 項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4　消防長又は消防署長は、第 1 項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5　第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定による命令について準用する。

11. 消防水利一覧

地区名	防火水槽						消火栓	その他水利	プール等	地区合計
	～19 t	20～39 t	40～59 t	60～99 t	100 t ～	小計				
南	4	7	11			22	75			97
贄　田			3			3	20			23
立　川		4	5	2		11	59			70
御林山			4			4				4
湯屋谷	2	4	3	1		10	34	1	1	46
工業団地			13			13	44			57
奥山田		2	15	1	1	19	35			54
鷲峰林道			5			5				5
銘城台			6			6	41			47
高　尾			1			1	4			5
大峰林道			9			9				9
郷之口	1	2	16		1	20	56	4	1	81
荒　木	5	1	1			7	34	15		56
岩　山	3	4	4		2	13	65		2	80
隠　谷			4			4	18			22
禅定寺	1	3	8		2	14	24			38
緑苑坂			8			8	67			75
合　計	16	27	116	4	6	169	576	20	4	769

（令和５年４月１日現在）

12. ため池一覧

（令和５年12月１日現在）

名　称	所在地	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m^3)	流域面積 (km^2)	かんがい 受益地(ha)	かんがい 戸数(戸)	戸数(被害想定)(戸)	洪水吐能力 (m^3/s)	設計洪水 流量(m^3/s)
㊞長井野下池	郷之口	1.8	6.9	34.4	2,700	0.053	1.00	63	5	1.60	1.60
㊞老中大池	南	3.2	8.8	47.0	17,000	0.077	6.00	20	2	2.07	2.22
㊞老中新池	南	1.3	7.0	33.0	4,900	0.023	6.00	20	2	0.20	0.74
㊞城田池	南	3.0	6.7	32.0	2,200	0.003	0	0	0	－	－
㊞吉ノ谷池	南	2.3	6.2	37.0	3,400	0.013	0.50	2	1	1.54	0.44
㊞本ノ谷池	南	2.6	9.0	47.0	9,500	0.072	3.00	12	5	3.49	2.09
地蔵谷上池	南	1.2	6.4	32.0	3,500	0.011	2.00	7	0	0.35	0.38
桑原池	南	1.2	4.5	52.0	1,300	0.162	2.00	8	0	0.90	4.37
実養治池	南	2.8	3.9	44.0	7,500	0.129	6.00	47	6	2.76	3.55
栗所池	南	1.0	3.2	32.0	400	0.005	2.00	10	0	1.40	0.18
高座中池	南	1.0	8.0	32.0	3,000	0.006	3.00	15	0	0.49	0.22
高座下池	南	2.0	6.5	36.0	1,000	0.009	3.00	15	0	0.65	0.31
東谷新池	南	5.5	11.2	50.0	32,000	0.387	11.00	45	1	31.02	9.60
東谷池	南	4.4	10.2	35.0	19,000	0.229	11.00	45	0	12.60	5.97
西谷池	南	3.0	5.7	31.0	8,000	0.211	11.00	45	0	－	－
弘法谷池	南	1.0	2.0	15.0	700	0.028	1.00	1	1	1.91	0.88
宮ノ上上池	南	1.2	4.4	23.0	700	0.011	1.00	3	0	0.78	0.38
宮ノ上中池	南	0.7	2.7	20.0	500	0.014	1.00	3	0	0.98	0.47
宮ノ上下池	南	0.9	3.0	17.0	400	0.017	1.00	3	1	0.37	0.56
平の谷池	南	4.0	10.6	55.0	17,000	0.799	20.00	80	0	34.15	18.48
滝ノ上池	南	4.9	15.8	83.0	40,000	0.482	20.00	80	0	2.01	11.72
㊞外ヶ谷池	立川	2.0	4.4	26.0	1,500	0.073	6.00	20	1	0.28	2.12
袋谷上池	立川	3.3	3.3	39.0	2,000	0.183	8.00	37	0	2.46	4.88
袋谷下池	立川	3.8	4.6	59.0	6,000	0.202	8.00	37	3	1.06	5.33
源ヶ谷池	立川	2.6	9.0	25.0	1,500	0.009	0.50	2	2	4.15	0.30
神上上池	立川	2.0	2.5	25.0	600	0.053	1.00	2	1	0.42	1.58

名　称	所在地	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m^3)	流域面積 (km^2)	かんがい 受益地(ha)	かんがい 戸数(戸)	戸数(被害想 定)(戸)	洪水吐能力 (m^3/s)	設計洪水 流量(m^3/s)
神上下池	立川	5.5	3.0	15.0	250	0.056	1.00	2	0	－	－
谷ノ奥池	立川	3.0	4.0	23.0	750	0.060	6.00	20	3	1.84	1.77
㊙法泉寺上池	岩山	1.1	4.0	25.5	280	0.044	1.00	2	6	0.52	1.34
㊙法泉寺下池	岩山	1.0	3.0	27.0	630	0.048	1.00	2	6	3.87	1.45
㊙隠谷東池	岩山	6.0	5.5	18.0	1,800	0.016	1.00	5	2	0.60	0.60
法泉寺１号池	岩山	1.9	4.8	29.0	1,000	0.035	1.00	5	5	1.10	1.10
法泉寺２号池	岩山	2.2	5.5	26.5	970	0.036	1.00	5	1	14.62	1.11
法泉寺３号池	岩山	1.1	6.0	15.0	300	0.032	1.00	5	1	0.52	1.00
後庵池	岩山	0.8	2.4	31.0	310	0.010	1.00	1	4	0.39	0.34
山王谷池	岩山	0.8	1.8	18.0	200	0.041	1.00	10	1	1.82	1.25
岨田下池	岩山	0.6	1.8	13.0	80	0.004	0.50	0	0	1.19	0.15
藤兵工谷池	岩山	1.2	1.5	11.0	150	0.005	0.50	0	0	0.04	0.19
筒井谷大池	岩山	2.0	4.4	44.0	1,950	0.011	1.00	3	5	0.50	0.50
筒井谷上池	岩山	3.0	5.3	27.0	1,200	0.017	1.00	3	0	0.60	0.60
筒井谷下池	岩山	2.2	2.8	25.0	550	0.015	1.00	3	0	0.49	0.50
隠谷上池	岩山	1.8	4.9	27.0	1,200	0.016	1.00	5	5	0.60	0.60
隠谷下池	岩山	1.8	5.0	20.0	1,000	0.013	0.50	2	0	0.25	0.43
長山池	岩山	2.8	3.5	25.0	620	0.005	0.50	2	1	0.12	0.18
大谷池	岩山	2.3	4.8	30.0	620	0.017	2.00	10	0	0.65	0.56
㊙勝谷池	禅定寺	3.6	3.5	15.0	500	0.040	1.00	9	10	0.49	1.22
大杉谷１号池	奥山田	3.0	4.5	35.0	3,100	0.033	3.00	14	0	2.46	1.03
大杉谷３号池	奥山田	2.0	4.7	18.0	450	0.017	1.00	1	0	0.80	0.38
大杉谷４号池	奥山田	1.0	3.5	20.0	500	0.013	0.50	2	0	0.69	0.44
政所池	奥山田	1.2	2.0	10.0	100	0.004	0.50	0	0	0.09	0.24
田和池	奥山田	2.4	4.2	27.0	1,100	0.107	1.00	3	3	0.14	3.10
平野池	奥山田	3.6	1.9	12.0	59	0.011	1.00	2	0	0.56	0.53
熊谷池	奥山田	1.4	5.6	21.0	1,000	0.007	0.50	2	0	2.00	0.24

㊙：防災重点農業用ため池

13. 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

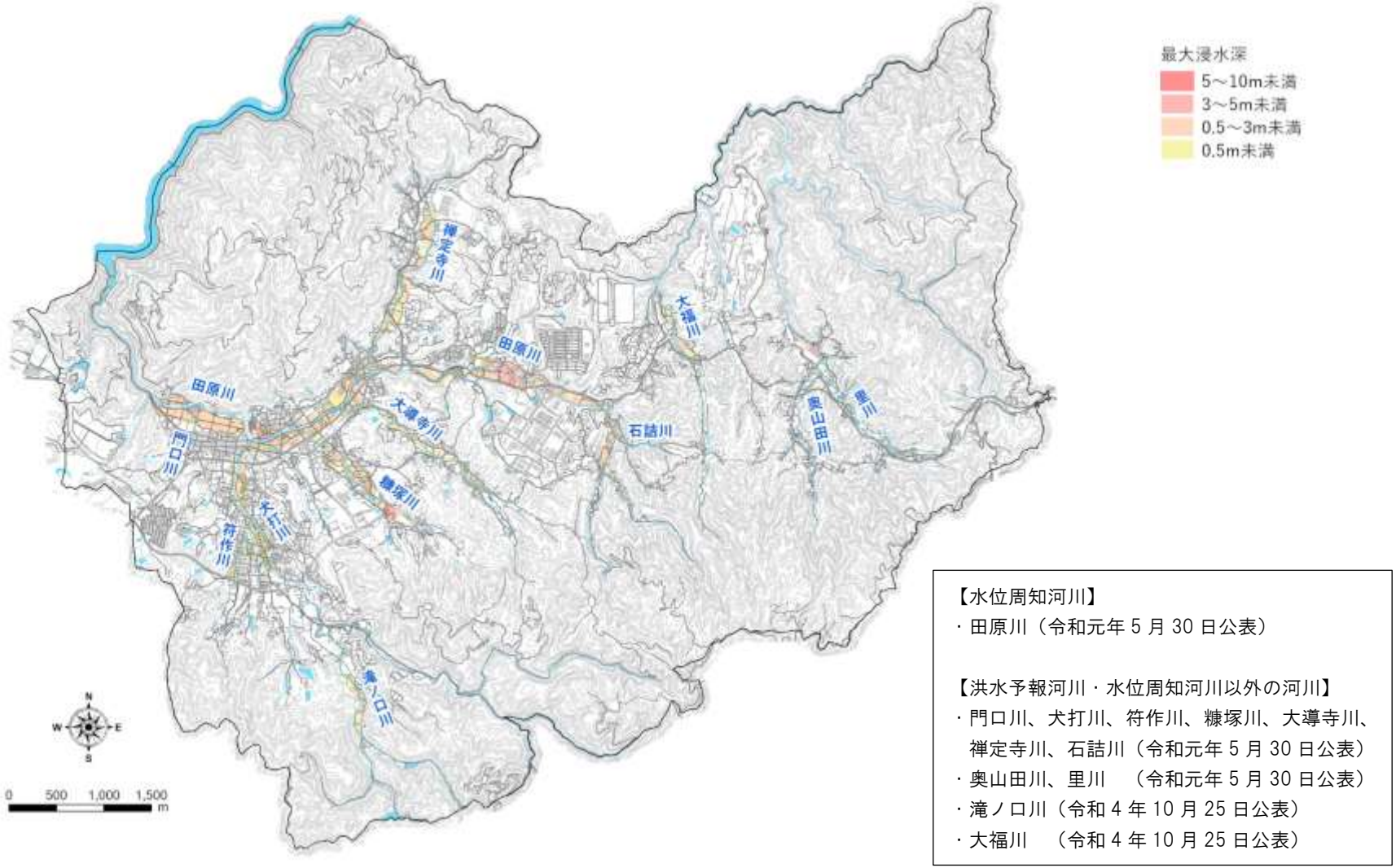

【水位周知河川】
・田原川（令和元年 5 月 30 日公表）

【洪水予報河川・水位周知河川以外の河川】
・門口川、犬打川、符作川、糠塚川、大導寺川、禅定寺川、石詰川（令和元年 5 月 30 日公表）
・奥山田川、里川　（令和元年 5 月 30 日公表）
・滝ノ口川（令和 4 年 10 月 25 日公表）
・大福川　（令和 4 年 10 月 25 日公表）

14. 洪水浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名称	所在地	電話番号	伝達方法	対象河川
障害福祉サービスセンター「うじたわら」	宇治田原町大字贄田小字船戸 38 番地の 1	0774-88-6969	電話等	田原川
宇治田原町立 維孝館中学校	宇治田原町大字岩山小字沼尻 4 番地	0774-88-2106	電話等	田原川
宇治田原町立 宇治田原小学校	宇治田原町大字岩山小字丸山 36 番地	0774-88-2214	電話等	田原川

15. 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	し 019	長道１	宇治田原町長通	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
2	し 020	西塩谷川	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
3	し 021	塩谷川	宇治田原町空広	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
4	し 022	空広	宇治田原町空広	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
5	し 023	南石詰１	宇治田原町南石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
6	し 024	北石詰１	宇治田原町北石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
7	し 025	南石詰２	宇治田原町南石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
8	し 026	釜ヶ谷１	宇治田原町釜ヶ谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
9	し 027	南石詰３	宇治田原町南石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
10	し 028	上西谷	宇治田原町上西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
11	し 029	蛭ヶ谷１	宇治田原町蛭ヶ谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
12	し 030	蛭ヶ谷２	宇治田原町蛭ヶ谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
13	し 031	中ノ谷川	宇治田原町中谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
14	し 509	西ノ谷川	宇治田原町上西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
15	新し 1008	下西谷１	宇治田原町下西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
16	新し 2011	下西谷２	宇治田原町下西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
17	新し 2012	西塩谷１	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
18	新し 2013	西塩谷２	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
19	新し 2014	西塩谷３	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
20	新し 2015	東塩谷１	宇治田原町東塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
21	新し 2016	東塩谷２	宇治田原町東塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
22	新し 2017	南石詰４	宇治田原町南石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
23	新し 2018	北石詰２	宇治田原町北石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
24	新し 2019	釜ヶ谷２	宇治田原町釜ヶ谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	－	－
25	し 008	奥田１	宇治田原町立川奥田	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
26	し 009	段橋１	宇治田原町立川段橋	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
27	し 010	段橋２	宇治田原町立川段橋	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
28	し 011	橋之本１	宇治田原町立川橋之本	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
29	し 012	橋之本２	宇治田原町立川橋之本	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
30	し 013	谷の奥１	宇治田原町立川谷の奥	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
31	し 504	外ヶ谷１	宇治田原町立川外ヶ谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
32	新し 1004	通峰１	宇治田原町立川通峰	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
33	新し 1005	神上１	宇治田原町立川神上	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
34	新し 2004	柏毛	宇治田原町立川柏毛	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
35	新し 2005	通峰２	宇治田原町立川通峰	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
36	新し 2010	間谷	宇治田原町立川間谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
37	新し 3009	大下１	宇治田原町立川大下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
38	新し 3010	大下２	宇治田原町立川大下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
39	新し 3018	白谷	宇治田原町立川白谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
40	新し 3019	谷の奥２	宇治田原町立川谷の奥	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
41	新し 3020	谷の奥３	宇治田原町立川谷の奥	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
42	新し 3021	大導寺川	宇治田原町立川白谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
43	新し 3022	糠塚川	宇治田原町立川糠塚谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
44	し 015	山下１	宇治田原町岩山山下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
45	し 016	谷山川	宇治田原町岩山谷山口	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
46	新し 1006	西出	宇治田原町岩山西出	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
47	新し 0028	山下２	宇治田原町岩山山下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	－	－
48	新し 3008	大谷	宇治田原町岩山大谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
49	新し 1006-2	城尾１	宇治田原町岩山城尾	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
50	し 017	瀬羅谷川	宇治田原町禅定寺瀬羅谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
51	し 018	城山１	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
52	し 506	瀬間谷川	宇治田原町禅定寺瀬間谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
53	し 507	瀬間谷１	宇治田原町禅定寺瀬間谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
54	し 508	湯屋谷川	宇治田原町禅定寺湯屋谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
55	新し 1010	城山川	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
56	新し 2006	城山２	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
57	新し 2007	粽谷１	宇治田原町禅定寺粽谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
58	新し 3001	粽谷２	宇治田原町禅定寺粽谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
59	新し 3002	砂川	宇治田原町禅定寺砂川	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
60	新し 3004	時雨谷１	宇治田原町禅定寺時雨谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
61	新し 3005	時雨谷２	宇治田原町禅定寺時雨谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
62	し 004	上山１	宇治田原町荒木上山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
63	し 004-2	上山２	宇治田原町荒木上山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号		
64	し 005	天皇川	宇治田原町荒木天皇	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
65	し 033	里川支流	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
66	し 034	水口谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
67	し 035-1	栢村川１	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
68	し 037	岳谷川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
69	し 038	深谷川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
70	し 039	奥畑川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
71	し 042	花スガ谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
72	し 043-1	大杉谷１	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
73	し 044	田和出川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
74	し 045	皿作川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
75	し 046	奥山田川	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
76	し 510	田和谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
77	し 511	北エ谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
78	新し 2025	宮垣内 1	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
79	新し 2028	宮垣内 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号		
80	新し 2029	宮垣内 3	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
81	新し 2031	安場	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
82	新し 2032	桂谷	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
83	し 035-2	栢村川 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
84	し 043-2	大杉谷 2	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
85	新し 1002	南 1	宇治田原町南城田	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
86	新し 1003	南 2	宇治田原町南亥子	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
87	新し 2033	南 4	宇治田原町南上ノ山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
88	新し 3014	南 5	宇治田原町南谷山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
89	し 001	郷之口 1	宇治田原町郷之口向井	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
90	し 002	郷之口 2	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
91	し 501	郷之口 3	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
92	新し 1001	郷之口 4	宇治田原町郷之口豊前丈	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
93	新し 2002	郷之口 5	宇治田原町郷之口南堂山	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号		
94	新し 2003	贄田 1	宇治田原町贄田小谷	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
小計				土砂災害警戒区域(土石流) 94 か所		土砂災害特別警戒区域(土石流) 59 か所	

16. 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	し 1004	長道Ａ	宇治田原町長通	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
2	し 1005	西谷Ⅱ	宇治田原町下西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
3	し 1006	西谷	宇治田原町上西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
4	し 1007	中谷	宇治田原町中谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
5	し 1008	塩谷・石詰	宇治田原町東塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
6	し 1010	尾華	宇治田原町尾華	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
7	し 1011	石詰	宇治田原町北石詰	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
8	し 2008	道傍	宇治田原町道傍	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
9	し 2009	下西谷Ａ	宇治田原町下西谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
10	し 2010	蛭ヶ谷Ａ	宇治田原町蛭ヶ谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
11	し 2011	塩谷Ａ	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
12	し 2012	塩谷Ｂ	宇治田原町東塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
13	し 2014	塩谷Ｃ	宇治田原町西塩谷	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
14	し 2015	塩谷Ｄ	宇治田原町尾華	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
15	し 3003	添り	宇治田原町添り	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 293 号	平成 20 年 6 月 20 日	府告第 294 号
16	し 1002	谷Ａ	宇治田原町立川谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
17	し 1003	段橋Ａ	宇治田原町立川段橋	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
18	し 1029	平岡	宇治田原町立川平岡	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
19	新し 1002-2	大下Ａ	宇治田原町立川大下	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
20	し 1040	高橋	宇治田原町立川高橋	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
21	し 2004	谷Ｂ	宇治田原町立川谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
22	し 2005	谷Ｃ	宇治田原町立川谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
23	し 2006	神上Ａ	宇治田原町立川神上	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
24	し 2007	外ヶ谷Ａ	宇治田原町立川外ヶ谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
25	し 2036	奥谷Ａ	宇治田原町立川奥田	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
26	し 2037	小導寺	宇治田原町立川小導寺	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
27	し 1024	城尾Ａ	宇治田原町岩山城尾	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
28	し 1026	井口	宇治田原町岩山井口	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
29	し 2031	中出	宇治田原町岩山中出	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
30	し 2032	谷山口	宇治田原町岩山谷山口	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
31	し 2043	城尾Ｂ	宇治田原町岩山城尾	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
32	し 2046	憎都谷	宇治田原町岩山憎都谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
33	し 1026-2	墓尾	宇治田原町岩山墓尾	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
34	し 1026-3	長山	宇治田原町岩山長山	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
35	し 1026-4	奥浄戸	宇治田原町岩山奥浄戸	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
36	し 1026-5	隠谷	宇治田原町岩山隠谷	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 7 号	平成 21 年 1 月 9 日	府告第 8 号
37	し 1001	庄地	宇治田原町禅定寺庄地	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
38	し 1028	瀬間谷Ａ	宇治田原町禅定寺瀬間谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
39	し 1028-2	松尾	宇治田原町禅定寺松尾	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
40	し 2001	西湯屋谷	宇治田原町禅定寺西湯屋谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
41	し 2001-2	湯屋谷	宇治田原町禅定寺湯屋谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
42	し 2001-3	粽谷Ａ	宇治田原町禅定寺粽谷	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
43	し 2003	城山Ａ	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
44	し 2003-2	城山Ｂ	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
45	し 3001	城山Ｃ	宇治田原町禅定寺城山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
46	し 1023	上山 A	宇治田原町荒木上山	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
47	し 1023-2	末江	宇治田原町荒木末江	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
48	し 1023-3	天皇	宇治田原町荒木天皇	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 120 号	平成 21 年 3 月 23 日	府告第 121 号
49	し 1015	宮垣内 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
50	し 1016-1	宮垣内 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
51	し 1017-1	川上 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
52	し 1018-1	川上 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
53	し 1019	栢垣内 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
54	し 1020-1	奥畑	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
55	し 2016-1	大福 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
56	し 2017	木元 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
57	し 2018-1	木元 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
58	し 2019-1	宮垣内 E	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
59	し 2020	川上 H	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
60	し 2021-1	白壁	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
61	し 2022	栢木	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
62	し 2023	栢垣内 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
63	し 2024-1	栢垣内 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
64	し 2025-1	深谷 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
65	し 2026	岳谷 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
66	し 2027	岳谷 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
67	し 2041-1	宮垣内 F	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
68	し 2042-1	政所 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
69	し 2018-2	平野 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
70	し 2021-2	木元 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
71	し 2018-3	平野 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
72	し 2021-3	平野 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
73	し 2024-2	栢垣内 D	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
74	し 1020-2	畑谷 A	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
75	し 2025-2	深谷 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
76	し 2025-3	深谷 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
77	し 2042-2	政所 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
78	し 1018-2	川上 D	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
79	し 1018-3	川上 E	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
80	し 1018-4	川上 F	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
81	し 1018-5	川上 G	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
82	し 1017-2	川上 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
83	し 1016-2	宮垣内 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
84	し 1016-3	宮垣内 D	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
85	し 2041-2	宮垣内 G	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
86	し 2041-3	宮垣内 H	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
87	し 2019-2	上代ノ田	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
88	し 2016-2	大福 B	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
89	し 2016-3	大福 C	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
90	し 2016-4	下大福	宇治田原町奥山田地区	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 151 号	平成 22 年 3 月 26 日	府告第 152 号
91	し 1030	南 A	宇治田原町南亥子	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
92	し 1031	南 B	宇治田原町南東所	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
93	し 1022	郷之口 A	宇治田原町郷之口向井	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
94	し 2029	郷之口 B	宇治田原町郷之口向井	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
95	し 1021	郷之口 C	宇治田原町郷之口長井野	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
96	し 2044	郷之口 D	宇治田原町郷之口長井野	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 469 号	平成 23 年 9 月 9 日	府告第 470 号
97	し 2046-2	岩山	宇治田原町岩山	令和 4 年 9 月 30 日	府告第 547 号	令和 4 年 9 月 30 日	府告第 549 号
98	し 1026-6	禅定寺	宇治田原町禅定寺	令和 4 年 9 月 30 日	府告第 547 号	令和 4 年 9 月 30 日	府告第 549 号
小計				土砂災害警戒区域(急傾斜地) 98 か所		土砂災害特別警戒区域(急傾斜地) 98 か所	

17. 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

番号	区域番号	区域の名称	所在地	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	府告示第号	指定年月日	府告示第号
1	1	高尾	宇治田原町高尾	平成 26 年 3 月 24 日	府告第 144 号		
小計				土砂災害警戒区域(地すべり) 1 か所		土砂災害特別警戒区域(地すべり) 0 か所	

18. 土砂災害（特別）警戒区域位置図

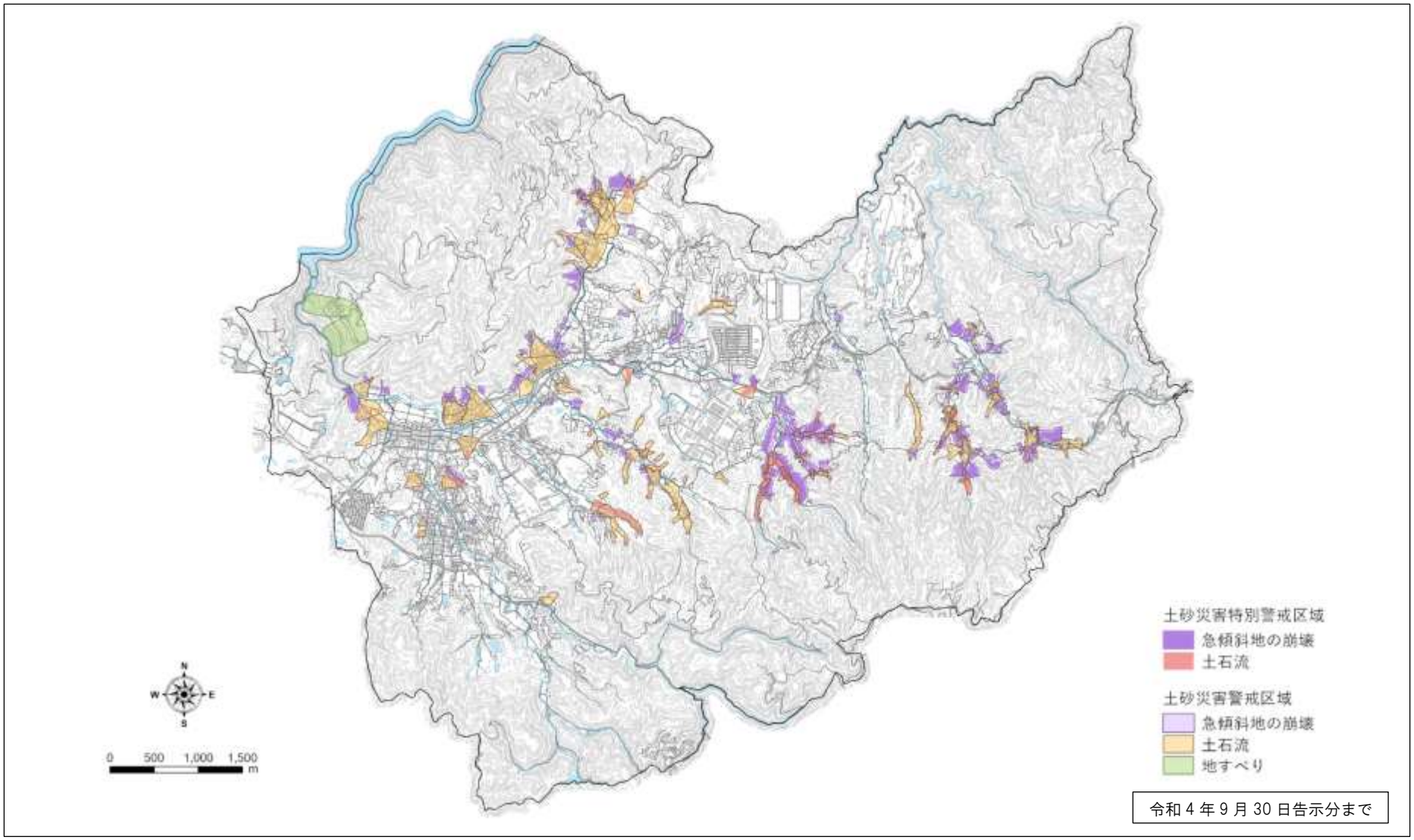

19. 土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名称	所在地	電話番号	伝達方法
老人福祉センター 「やすらぎ荘」	宇治田原町大字荒木 小字天皇 2 番	0774-88-2394	電話等
宇治田原町立 維孝館中学校	宇治田原町大字岩山 小字沼尻 4 番地	0774-88-2106	電話等
サンビレッジ宇治田原	宇治田原町大字禅定寺 小字砂川 115 番地の 1	0774-88-5311	電話等

20. 砂防指定地

幹川名	渓流名	所在地	告示年月日	摘要
	面指定	高尾	T5.4.17	面指定
田原川	田原川	郷ノ口	S12.7.13	線及び面指定
田原川	田原川	郷ノ口	S44.1.16	面指定
田原川	宇治谷川	郷ノ口	S12.7.13	線指定
田原川	西ノ山川	郷ノ口	S12.7.13	線指定
田原川	苣ケ谷川	郷ノ口	S12.7.13	線指定
田原川	天皇川	荒木	S31.10.6	左右各岸 30m及び線指定
田原川	天皇川	荒木	H17.9.5	面指定
犬打川	犬打川	南　吉浦	S29.3.29	左右各岸 30m及び線指定
犬打川	犬打川	南　犬打	S33.11.11	左右各岸 30m及び線指定
符作川	符作川	南　上小野谷	S31.11.20	左右各岸 30m及び線指定
犬打川	実養治川	南　実養治谷	S59.1.19	標柱指定
滝ノ口川	滝の口川	南　平の谷	S31.11.20	左右各岸 20m及び線指定
滝ノ口川	平野谷川	南　平の谷	S31.11.20	左右各岸 20m及び線指定
犬打川	地福谷川	南　地福谷	S41.9.9	左右各岸 30m
糠塚川	糠塚川	立川　通峰	S31.10.6	左岸 30m右岸 20m及び線指定
大導寺川	大導寺川	立川　白谷	S31.10.6	左岸 20m右岸 30m及び線指定
禅定寺川	谷山川	岩山　谷出	S23.6.30	線及び面指定
禅定寺川	瀬羅谷川	禅定寺	S12.7.13	線指定
禅定寺川	瀬間谷川	禅定寺　瀬羅谷	S12.7.13	線指定
禅定寺川	城山川	禅定寺　西湯屋谷	S29.3.29	左右各岸 30m及び線指定
禅定寺川	湯屋谷川	禅定寺　西湯屋谷	S32.3.23	線及び面指定
石詰川	塩谷川	湯屋谷　空広	S31.11.20	左右各岸 20m、線及び面指定
石詰川	西塩谷川	湯屋谷　西塩谷	S31.11.20	左右各岸 20m及び線指定
田原川	西の谷川	湯屋谷　関ヶ谷	S31.11.20	左右各岸 30m、線及び面指定
田原川	中ノ谷川	湯屋谷　大瀧	S12.7.13	線指定
田原川	中ノ谷川	湯屋谷	H25.8.6	面及び標柱指定
奥山田川	奥山田川	奥山田　川尻	S39.12.17	左岸 15m右岸 20m及び線指定
奥山田川	奥山田川	奥山田　川上	S31.11.20	左右各岸 30m及び線指定
奥山田川	木元川	奥山田　白壁	S55.4.24	面指定
奥山田川	灰屋谷川	奥山田　直谷	S31.11.20	線指定
奥山田川	木元川	奥山田　町田	S60.3.25	標柱指定
里川	水口谷川及び左支川	奥山田　栢垣内	S63.12.15	標柱指定

21. 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
老中	大字南小字谷山城田地内	0.12	S58.4.22
石詰	大字湯屋谷	5.47	H2.3.31（H14.3.5、H16.3.26 追加）
立川	大字立川小字段橋	0.97	H3.3.29
中谷	大字湯屋谷	5.96	H7.3.24
塩谷	大字湯屋谷	4.59	S63.3.30（H 元.3.31、H5.11.5、H13.2.16 追加）
西谷	大字湯屋谷	0.51	S62.3.28（追加 H18.2.3）
茶屋谷	大字奥山田小字奥畑	1.05	H10.8.7
西谷Ⅱ	大字湯屋谷	1.56	H18.2.3

22. 地すべり防止区域

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
奥山田木元	奥山田木元	17.37	S50.5.23

23. 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林の有無	面積(ha)
1	瀬間谷	禅定寺	瀬間谷	1	無	1.35
2	瀬羅谷	禅定寺	瀬羅谷	1	有	1.44
3	城山	禅定寺	城山	1	無	0.81
4	西湯屋谷	禅定寺	湯屋谷	1	無	1.44
5	釜谷	禅定寺	釜谷	1	無	0.18
6	釜谷Ⅱ	禅定寺	釜谷		無	0.27
7	栢垣内	奥山田	栢垣内	1	無	0.36
8	西道	奥山田	西道	1	無	1.08
9	高畑	奥山田	高畑	1	無	0.54
10	高畑	奥山田	高畑		無	0.18
11	茶屋垣内	奥山田	茶屋垣内		有	0.90
12	畑谷	奥山田	畑谷	1	有	1.08
13	岳谷	奥山田	岳谷	1	有	1.08
14	深谷	奥山田	深谷	1	有	3.60
15	西ノ谷	奥山田	西ノ谷	1	無	0.72
16	直谷	奥山田	直谷	1	有	5.40
17	滝谷	奥山田	滝谷	1	無	1.08
18	皿作	奥山田	皿作	1	無	3.96
19	上大福	湯屋谷	上大福	1	無	3.96
20	大滝	湯屋谷	大滝	1	有	4.50
21	蛇ヶ谷	湯屋谷	蛇ヶ谷	1	無	0.18
22	桂谷	奥山田	桂谷	1	有	1.35
23	朽木谷	湯屋谷	朽木谷		有	0.54
24	谷山	岩山	谷山	1	有	3.15
25	欠谷	湯屋谷	欠谷	1	有	0.54
26	欠谷Ⅱ	湯屋谷	欠谷		有	4.05
27	糠塚谷	立川	糠塚谷	1	有	4.32
28	通峰	立川	通峰	1	有	2.52
29	中谷	立川	中谷	1	無	0.54
30	掛谷	南	掛谷		有	6.75
31	西杉谷山	南	西杉谷山	1	有	5.40
32	弥谷原Ⅱ	南	弥谷原	1	無	5.40
33	実養治谷	南	実養治谷	1	無	2.70
34	小野谷	南	小野谷	1	無	5.76
35	天皇	荒木	天皇		有	6.75
36	墓ヶ谷	郷之口	墓ヶ谷	1	有	0.36
37	森ヶ谷	郷之口	森ヶ谷	1	有	0.72
38	苣ヶ谷	郷之口	苣ヶ谷	1	有	3.24
39	長井野	郷之口	長井野	1	無	0.54
40	西ノ山	郷之口	西ノ山	1	有	4.50
41	大棚場	郷之口	大棚場	1	有	0.18
42	大樋	郷之口	大樋	1	有	0.36
43	栢尾	高尾	栢尾		有	1.80
44	宇津尾	奥山田	宇津尾	1	有	3.00
45	白谷	立川	白谷	1	有	5.04

24. 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林の有無	面積(ha)
1	平石	禅定寺	平石	1	無	20.00
2	北桂谷	禅定寺	北桂谷	1	無	25.00
3	堺尾	禅定寺	堺尾	1	無	22.00
4	粽谷	禅定寺	粽谷	1	無	6.00
5	横峯	禅定寺	横峯	1	有	5.00
6	大福(1)	奥山田	大福	1	無	3.00
7	大福(2)	奥山田	大福		無	1.00
8	大福(3)	奥山田	大福		無	2.00
9	大杉	奥山田	大杉	1	無	3.00
10	宮垣内	奥山田	宮垣内	1	無	10.00
11	川上	奥山田	川上	1	無	9.00
12	白壁	奥山田	白壁	1	無	3.00
13	茶屋垣内	奥山田	茶屋垣内	1	無	8.00
14	手洗川	奥山田	手洗川	1	無	6.00
15	橋ヶ谷	奥山田	橋ヶ谷	1	無	2.00
16	清水東原	奥山田	清水東原	1	有	9.00
17	蛭ヶ谷	湯屋谷	蛭ヶ谷	1	無	8.00
18	下の塔	湯屋谷	下ノ塔	1	無	7.00
19	西塩谷	湯屋谷	西塩谷	1	有	9.00
20	東塩谷	湯屋谷	東塩谷	1	無	5.00
21	朽木谷	湯屋谷	朽木谷	1	無	3.00
22	南石詰	湯屋谷	南石詰	1	無	10.00
23	釜ヶ谷	湯屋谷	釜ヶ谷	1	無	6.00
24	伏部	奥山田	伏部	1	有	6.00
25	小山	奥山田	小山	1	無	3.00
26	北石詰	湯屋谷	北石詰	1	無	8.00
27	口二の谷	湯屋谷	口二の谷	1	無	6.00
28	森ヶ谷	湯屋谷	森ヶ谷	1	無	1.00
29	善生谷	岩山	善生谷	1	無	10.00
30	橋の本	立川	橋ノ本	1	無	18.00
31	高岡原	岩山	高岡原	1	無	18.00
32	城尾	岩山	城尾	1	有	2.00
33	赤坂	岩山	赤坂	1	無	16.00
34	七廻り	湯屋谷	七廻り	1	無	2.00
35	間谷	立川	間谷	1	無	3.00
36	谷の奥	立川	谷ノ奥	1	無	7.00
37	外谷	立川	外谷	1	無	3.00
38	猪谷	立川	猪谷	1		
39	掛谷	南	掛谷	1	無	8.00
40	吉浦	南	吉浦	1		
41	御林山	南	御林山	1	無	37.00
42	躍谷	南	躍谷	1	無	6.00
43	馬廻り	郷之口	馬廻り	1	無	13.00
44	長井野	郷之口	長井野	1	有	2.00
45	末山	郷之口	末山	1	無	3.00
46	末山	郷之口	末山		有	10.00

番号	地区名	大字	小字	集落数	保安林の有無	面積(ha)
47	末山	郷之口	末山		有	10.00
48	末山	郷之口	末山		有	14.00
49	天皇	荒木	天皇	1	無	5.00
50	墓ヶ谷	郷之口	墓ヶ谷	1	有	4.00
51	栢尾	高尾	栢尾	1	有	21.00
52	栢尾	高尾	栢尾		無	42.00
53	栢尾	高尾	栢尾		無	20.00
54	大樋	郷之口	大樋	1	有	2.00
55	牛ヶ原	高尾	牛ヶ原	1	無	11.00
56	木元	奥山田	木元	1	有	3.00

25. 土石流発生履歴

災害名 (年月日)	渓流 番号	渓流名	流域面積 (km²)	崩壊状況		流出土砂状況					土砂 氾濫面積 (㎡)	人的被害		物的被害		
				面積 (km²)	土量 (m³)	最大洪水 流量 (m³/s)	最大 砂礫 (m)	堆積 土砂量 (m³)	最大 堆積深 (m)	平均 堆積深 (m)		行方不明 者・死者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	一部損壊 (戸)
(S26.8.14)	し 001	苣ヶ谷	0.29	－	－	－	－	4,600	20.0	－	4,600	0	0	0	0	－
南山城水害 (S28.8.14)	し 016	谷山川	0.27	－	－	－	－	5,600	1.5	－	7,500	8	41	45	37	－
	し 036	ハオリ谷	0.12	－	－	－	－	5,700	2.0	－	5,700	18	72	25	63	－

26. 想定地震震度分布図

①奈良盆地東縁断層帯地震

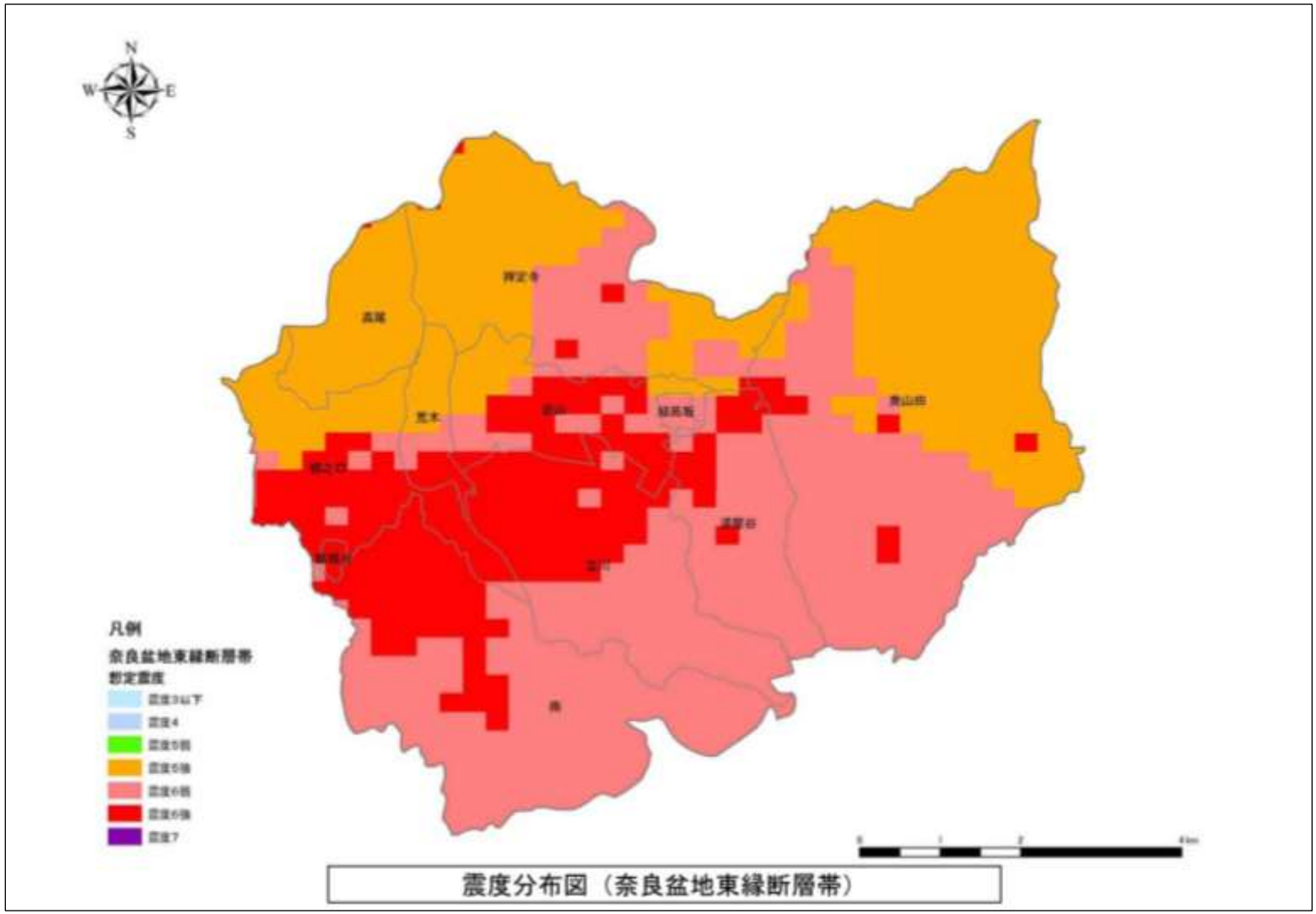

②木津川断層帯地震

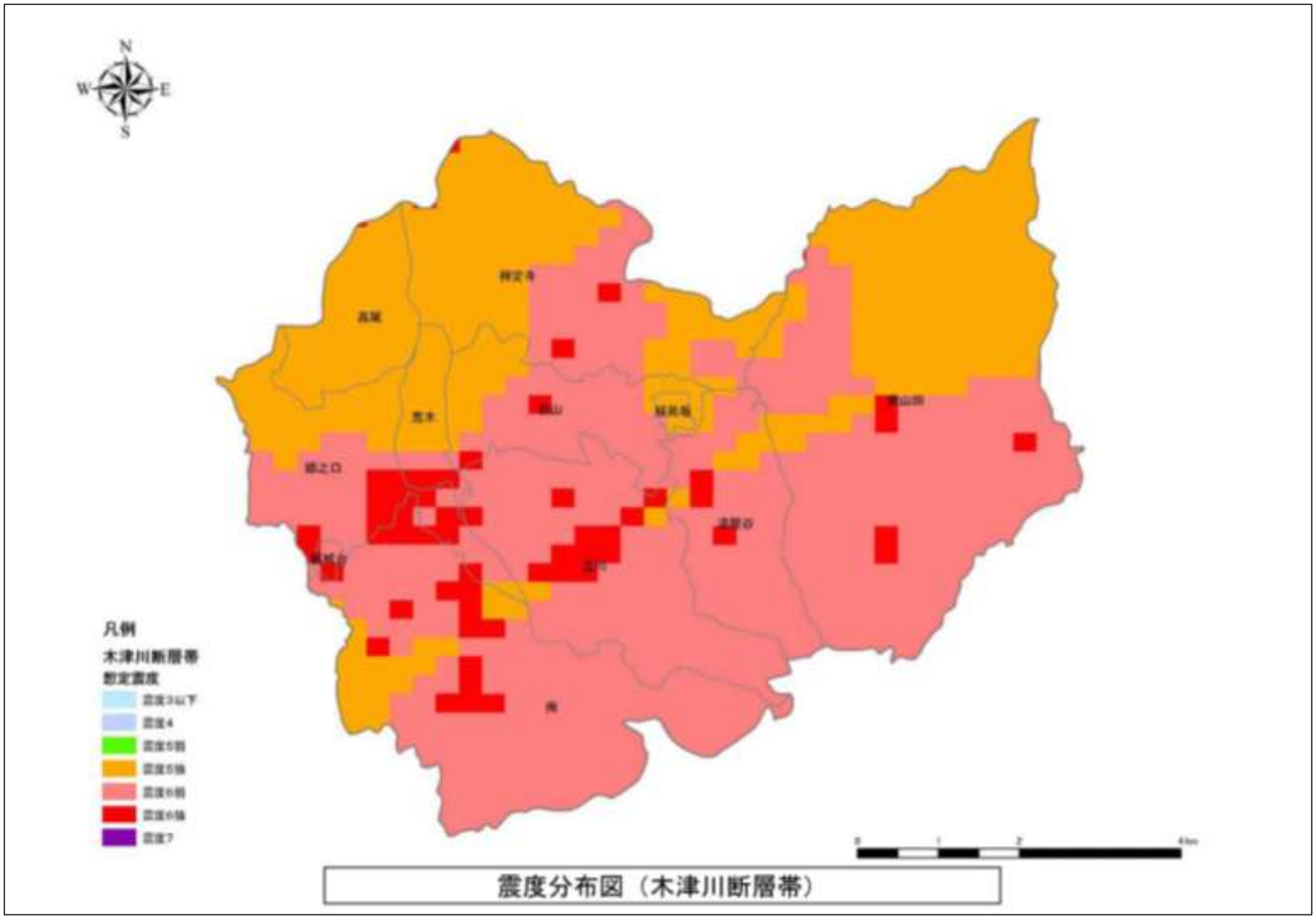
N
W
E
S
凡例
木津川断層帯
想定震度
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
0
1
2
4km
震度分布図（木津川断層帯）

③和東谷断層地震

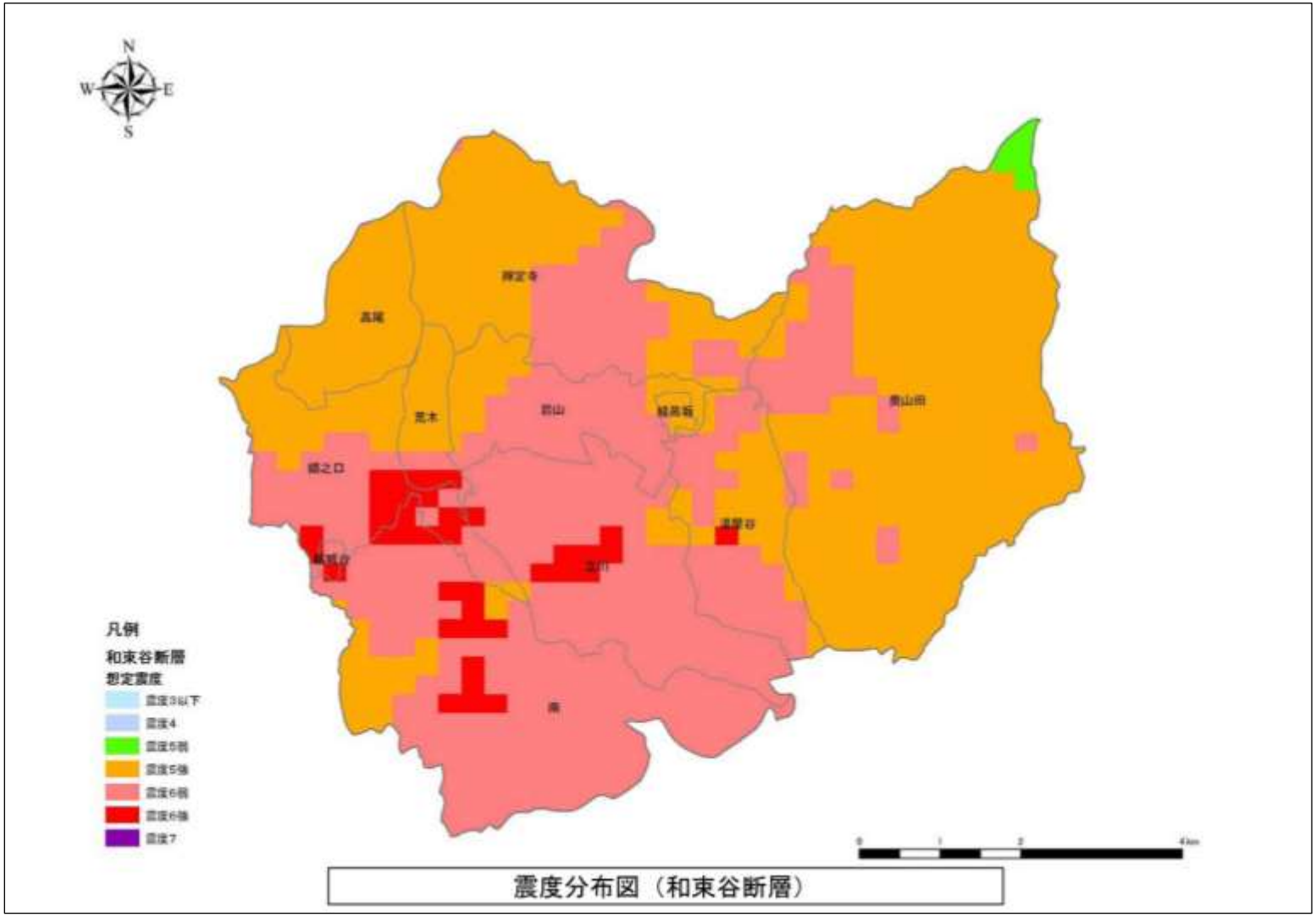

震度分布図（和東谷断層）

④生駒断層帯地震

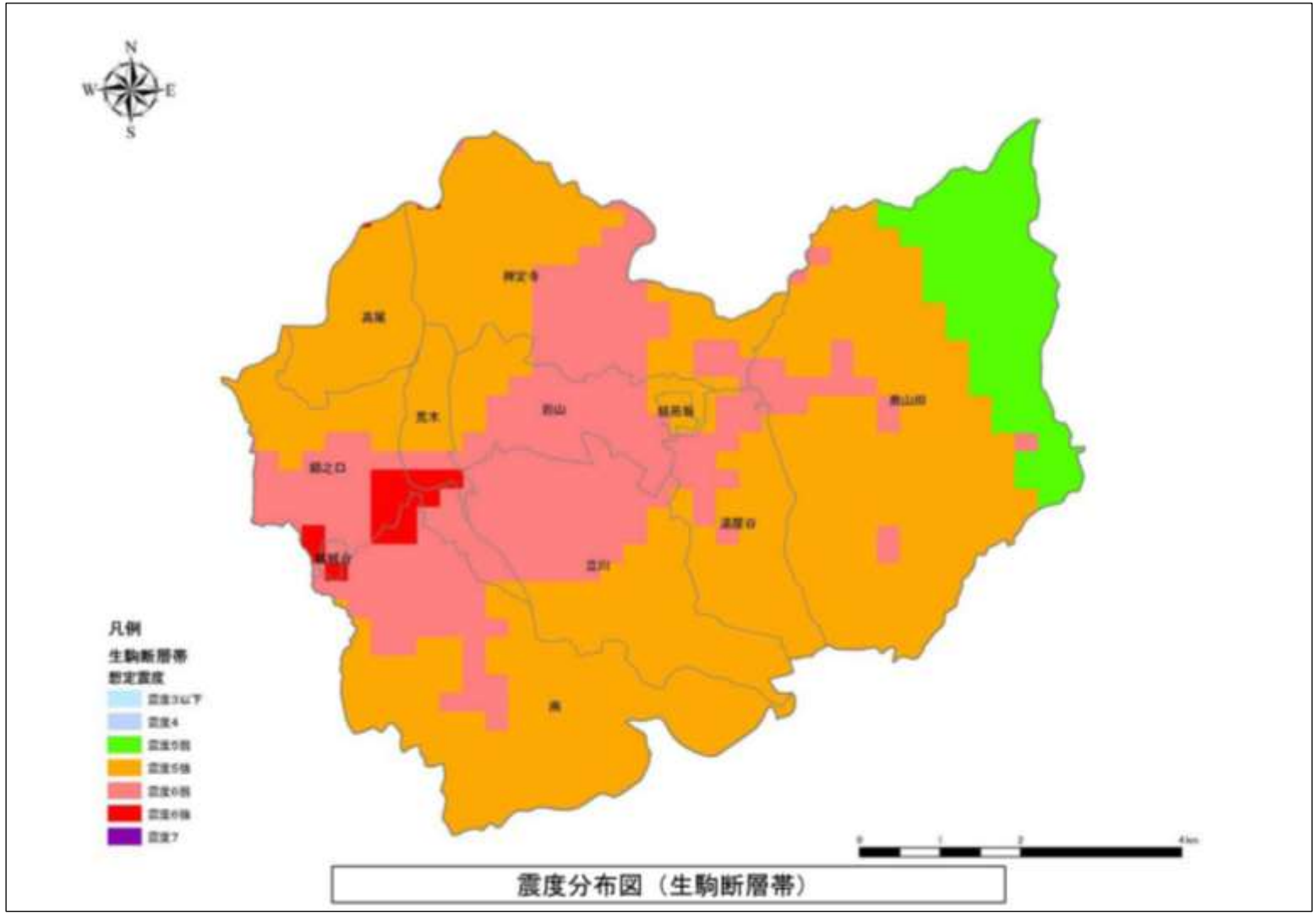
N
W
E
S
凡例
生駒断層帯
想定震度
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
0
1
2
4km
震度分布図（生駒断層帯）

⑤南海トラフ地震

N
W
E
S
凡例
南海トラフ
想定震度
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
0
0.75
1.5
3km
震度分布図（南海トラフ）

27. 避難場所、避難所及び要配慮者利用施設

（１）避難場所

○風水害時の避難場所

指定緊急避難場所【洪水・土砂災害】

施設名	所在地	備考
宇治田原町立維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4	広域避難場所
宇治田原町立宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36	広域避難場所
宇治田原町立田原小学校	大字郷之口小字中林 7	広域避難場所
宇治田原町奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162	広域避難場所
宇治田原町住民体育館	大字岩山小字沼尻 37-1	広域避難場所
ＪＡ宇治田原町支店	大字立川小字宮ノ本 22	広域避難場所
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5	広域避難場所

○地震災害時の避難場所

指定緊急避難場所【地震】

施設名	所在地	備考
宇治田原町住民グラウンド	大字岩山小字大溝 1	広域避難場所
宇治田原町立維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4	広域避難場所
宇治田原町立宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36	広域避難場所
宇治田原町立田原小学校	大字郷之口小字中林 7	広域避難場所
宇治田原町奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162	広域避難場所
奥山田ふれあい広場	大字奥山田小字里西 72	広域避難場所
銘城台自然公園	銘城台 112-2	広域避難場所
てんじんやま公園	緑苑坂 2-7	広域避難場所
ＪＡ宇治田原町支店	大字立川小字宮ノ本 22	広域避難場所
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5	広域避難場所

（２）避難所

指定避難所

施設名	所在地
宇治田原町立維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4
宇治田原町立宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36
宇治田原町立田原小学校	大字郷之口小字中林 7
宇治田原町奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162
宇治田原町住民体育館	大字岩山小字沼尻 37-1
ＪＡ宇治田原町支店	大字立川小字宮ノ本 22
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5

（３）福祉避難所

福祉避難所

施設名	所在地
老人福祉センター「やすらぎ荘」	大字荒木小字天皇 2
町立保健センター	大字立川小字坂口 18-1
サンビレッジ宇治田原	大字禅定寺小字砂川 115-1
グループホーム「くるみの家」	大字郷之口小字中林 13-1

＊各施設の安全性を確認のうえ、使用する。

（４）一時避難場所

一時避難場所

地区	施設名	所在地
高尾	高尾公民館	大字高尾小字向ヒ坂 15
郷之口	郷之口会館	大字郷之口小字田中 41
銘城台	銘城台自治会館	銘城台 103
荒木	荒木公民館	大字荒木小字東出 68
南	南区公民館	大字南小字溝尻 8
岩山	岩山会館	大字岩山小字富ノ門 18
緑苑坂	緑苑坂自治会館	緑苑坂 42-4
禅定寺	禅定寺会館	大字禅定寺小字案内 73-1
立川	立川公民館	大字立川小字神上 58
湯屋谷	湯屋谷会館	大字湯屋谷小字尾華 21
奥山田	奥山田会館	大字奥山田小字政所 32

（５）要配慮者利用施設

要配慮者利用施設

施設名	所在地
宇治田原町立維孝館中学校	大字岩山小字沼尻 4
宇治田原町立宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36
宇治田原町立田原小学校	大字郷之口小字中林 7
宇治田原町立宇治田原児童育成施設	大字岩山小字丸山 37
宇治田原町立田原児童育成施設	大字郷之口小字中林 7
宇治田原町立保育所	大字郷之口小字紫坊 39-1
うぐいす宇治田原幼稚園	大字立川小字谷 100
老人福祉センター「やすらぎ荘」	大字荒木小字天皇 2
サンビレッジ宇治田原	大字禅定寺小字砂川 115-1
障害福祉サービスセンター「うじたわら」	大字贄田小字船戸 38-1
山口医院	銘城台 7-1
有田医院	緑苑坂 3-7
大東医院	大字郷之口小字上柳原 9-1
デイサービス・マドンナ	銘城台 7-12
萩の里デイサービス	大字南小字中屋 8
山口医院デイケアセンター	銘城台 7-2

28. 避難場所位置図

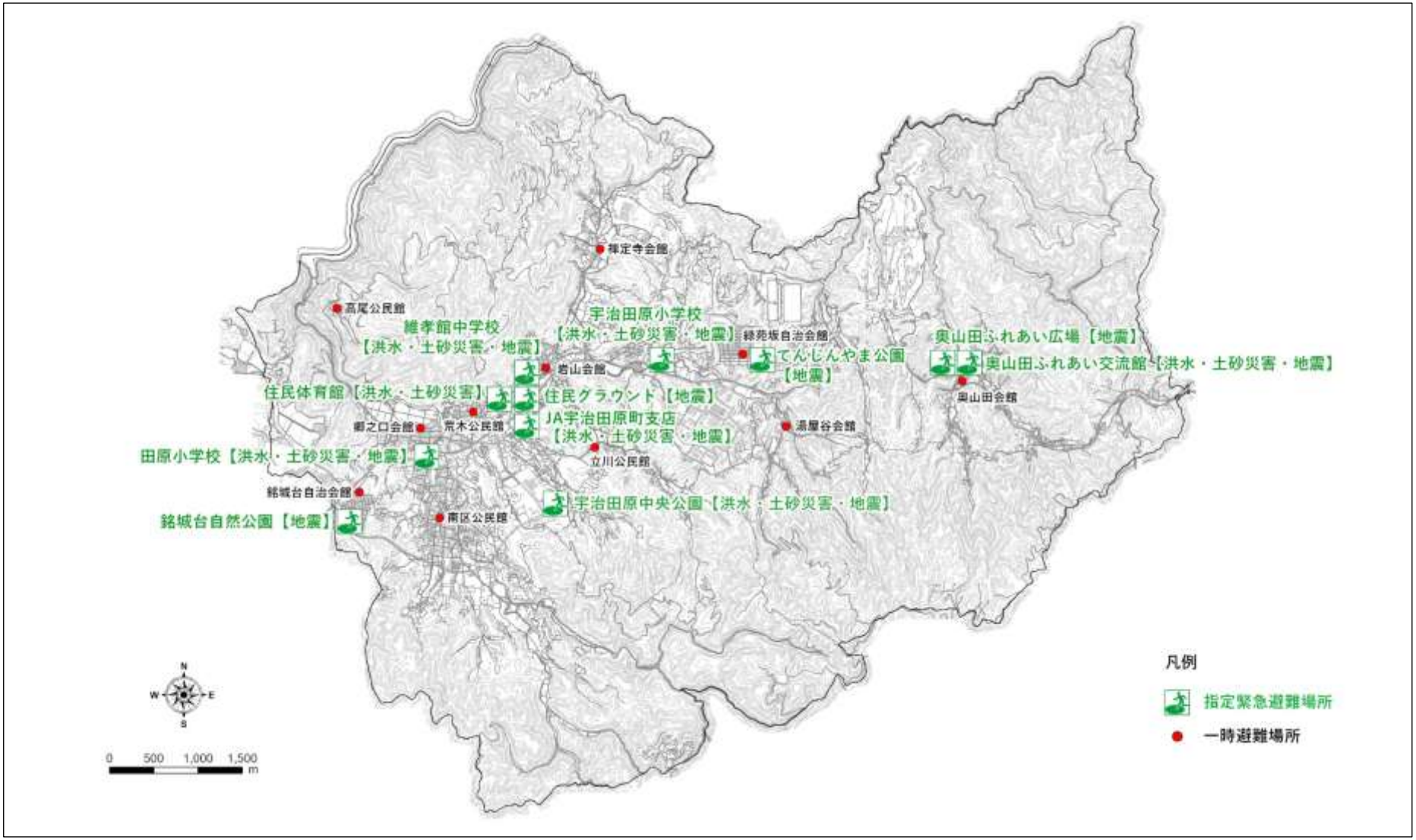
祥定寺会館
高尾公民館
宇治田原小学校
【洪水・土砂災害・地震】
維孝館中学校
【洪水・土砂災害・地震】
緑苑坂自治会館
てんじんやま公園
【地震】
奥山田ふれあい広場【地震】
奥山田ふれあい交流館【洪水・土砂災害・地震】
奥山田会館
岩山会館
住民体育館【洪水・土砂災害】
住民グラウンド【地震】
郷之口会館
荒木公民館
JA宇治田原町支店
【洪水・土砂災害・地震】
湯屋谷会館
立川公民館
田原小学校【洪水・土砂災害・地震】
銘城台自治会館
宇治田原中央公園【洪水・土砂災害・地震】
銘城台自然公園【地震】
南区公民館
N
W
E
S
0 500 1,000 1,500
m
凡例
指定緊急避難場所
一時避難場所

29. 避難所位置図

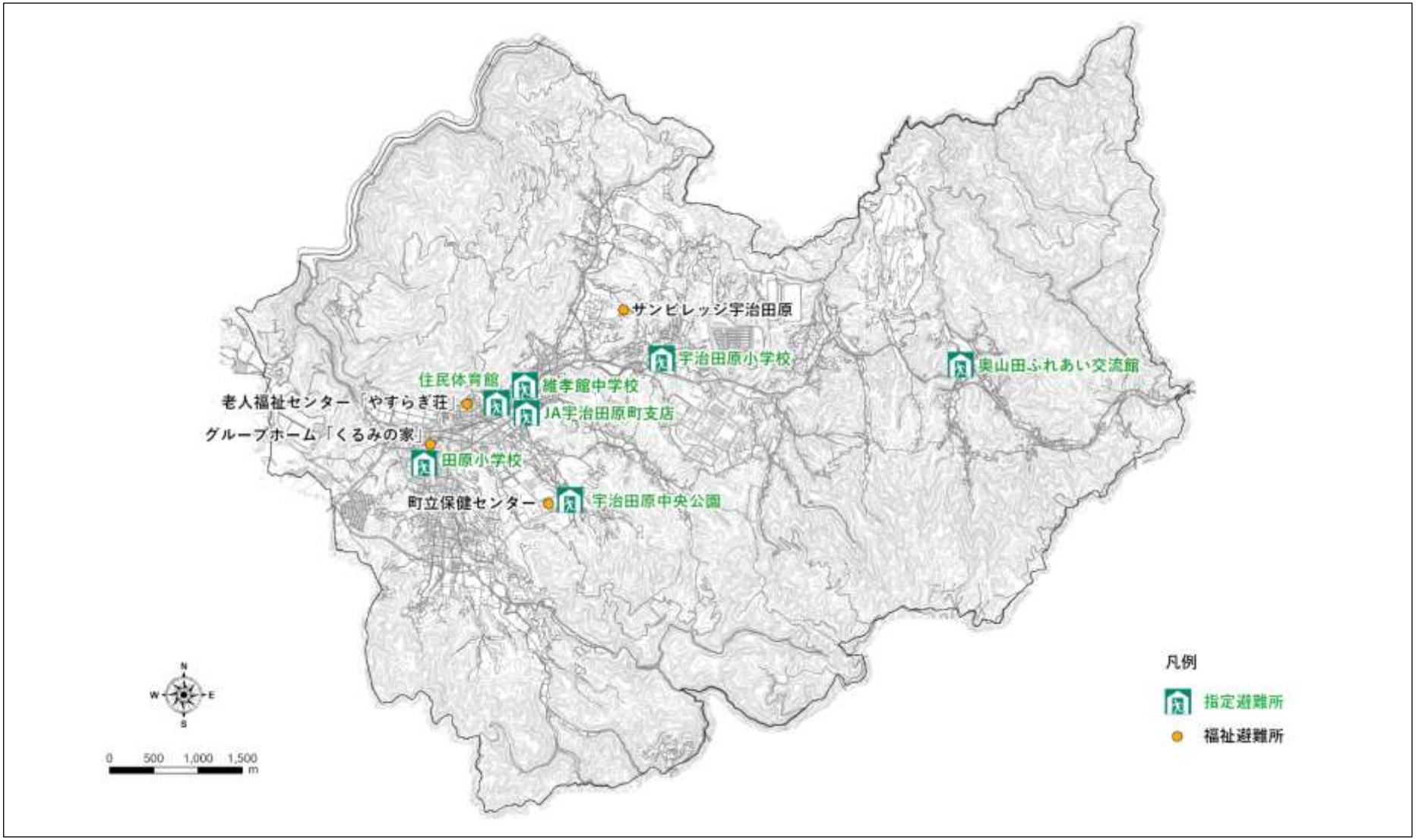
サンビレッジ宇治田原
宇治田原小学校
奥山田ふれあい交流館
住民体育館
雄孝館中学校
老人福祉センター「やすらぎ荘」
JA宇治田原町支店
グループホーム「くるみの家」
田原小学校
町立保健センター
宇治田原中央公園
凡例
指定避難所
福祉避難所
N
W
E
S
0
500
1,000
1,500
m

30. 町内の国・府・町指定（登録）文化財一覧

種　別		名　称	所在地
国指定文化財	彫刻	木造十一面観音立像	禅定寺
	彫刻	木造日光月光菩薩立像	禅定寺
	彫刻	木造四天王立像	禅定寺
	彫刻	木造文殊菩薩騎獅像	禅定寺
	彫刻	木造地蔵菩薩半跏像	禅定寺
	彫刻	正壽院木造不動明王坐像	奥山田
	書跡・古文書	紙本墨書（禅定寺田畠注文、流記帳追記）	禅定寺
	書跡・古文書	紙本墨書禅定寺文書　附紙本墨書（禅定寺造営日記、禅定寺本社造営日記、禅定寺造営年次目録、禅定寺諸法事並二諸下行目録）	禅定寺
府指定文化財	建造物	禅定寺本堂・仁王門 2 棟	禅定寺
	彫刻	巖松院木造千手観音立像	岩山
府登録文化財	建造物	天神社本殿・境内社八坂神社本殿・(附)棟札 3 枚	奥山田
	建造物	建藤神社本殿附拝所棟札 11 枚	禅定寺
	建造物	禅定寺観音堂、庫裏 2 棟	禅定寺
府暫定登録文化財	建造物	巖松院本堂	岩山
	建造物	巖松院書院及び庫裏	岩山
	建造物	巖松院中門	岩山
	建造物	三宮神社本殿	立川
	建造物	神明神社本殿	高尾
	建造物	御栗栖神社本殿	南
	建造物	御栗栖神社透塀門	南
	書跡・古文書	龍雲寺大般若経	南
府文化財環境保全地区		天神社文化財環境保全地区	奥山田
府文化財環境保全地区		建藤神社文化財環境保全地区	禅定寺
府歴史的環境保全地区		禅定寺歴史的環境保全地域	禅定寺
町指定文化財	建造物	田原小学校校門	郷之口
		永谷宗円生家	湯屋谷
		真言院五輪塔	岩山
		宝篋印塔	南
		遍照院無縫塔	奥山田
		宇治田原小学校校門	岩山
		大道神社本殿(附)棟札等 8 枚	立川
		大宮神社宝篋印塔	荒木
		禅定寺の五輪塔	禅定寺
		禅定寺　鎮守堂	禅定寺
	彫刻	元性院木造薬師如来座像	奥山田
		元性院木造阿弥陀如来座像	奥山田
		正法寺木造地蔵菩薩半跏像	郷之口
		正法寺木造四天王立像	郷之口
		山瀧寺木造十一面観音立像	荒木
		長福寺阿弥陀如来立像	湯屋谷
		山瀧寺懸け仏	荒木
		極楽寺木造阿弥陀如来立像	郷之口
		正覚寺木造阿弥陀如来座像	岩山
		大道神社木造男神立像	立川
		禅定寺木造大威徳明王像	禅定寺
		正壽院木造十一面観音菩薩立像	奥山田

種　別		名　称	所在地
町指定文化財	書跡・古文書	龍雲寺大般若経	南
		天神社大般若経	奥山田
	民俗文化財	永谷宗円生家焙炉跡	湯屋谷
	史跡、名勝、天然記念物	信西入道塚	立川
		清水家のカヤ	岩山
		大滝及び周囲の自然環境	湯屋谷
		御栗栖神社の大杉	南
	考古資料	須恵器横瓶	町教委
町登録文化財	建造物	妙楽寺蕪村句碑	郷之口

＊無形文化財、町文化財百選を除く（令和５年３月１日現在）

31. 施設等の構造等一覧

名　　称	所在地	完成年	敷地面積 ㎡	延床面積 ㎡	階数	構造
高尾公民館	高尾		264	80.00	1	木造
老人福祉センター「やすらぎ荘」	荒木	S51	1,286.41	762.19	1	ＲＣ
荒木公民館	荒木		452	132.00	1	木造
荒木コミュニティ消防センター	荒木	H15	105	97.20	2	Ｓ
宇治田原町浄水場	郷之口	S47	2,441.03	815.60		
田原小学校	郷之口		11,640	4,579.00		
校舎		H5		2,950.48	3	ＲＣ
屋内運動場		H12		1,050.54	1	ＲＣ
本館		S41、S56		577.50	2	ＲＣ
郷之口会館	郷之口	S55	929	790.87	2	ＲＣ
宇治田原町立保育所	郷之口	H14	4,840.46	1,733.86	2	ＲＣ
宇治田原浄化センター	郷之口	H12	18,543	2,578.42	3	ＲＣ
田原児童育成施設	郷之口	H14	242.40	162.00	1	ＲＣ
ふれあい福祉センター	贄田	S60	2,601	619.84	2	ＲＣ
南区公民館	南	S29	1,035	396.00	2	木造
名村公民館	南			99.00	1	木造
老中公民館	南	H2	443	107.18	1	木造
符作公民館	南			99.00	1	木造
切林公民館	南			10.36	1	木造
銘城台自治会館	銘城台	H8	557	336.10	2	ＲＣ
禅定寺会館	禅定寺	H25	604.61	229.51	1	木造
特別養護老人ホーム「サンビレッジ宇治田原」	禅定寺	H7	8,675	4,572.63	2	ＲＣ
禅定寺コミュニティ消防センター	禅定寺	H14	327.63	97.20	2	Ｓ
総合文化センター	岩山	H8	5,243.91	4,072.58	3	ＲＣ
住民体育館	岩山	S59	5,845	2,699.80	3	ＲＣ
トレーニングセンター	岩山	H2	2,534.95	353.38	(2)	ＲＣ
住民プール		S59			1	＋Ｓ
住民グラウンド	岩山	S52	11,927	100.4		
宇治田原小学校	岩山		13,638	4,575.00		
校舎		H8		2,278.13	3	ＲＣ
校舎（特別教室棟）		S60		833.43	2	ＲＣ
屋内運動場		H10		996.00	1	ＲＣ
本館（管理教室棟）		S45		446.50	2	ＲＣ
維孝館中学校	岩山		15,004	6,204.00		
屋内運動場		S62		1,002.00	1	ＲＣ
クラブハウス				397.00	2	ＲＣ
校舎		H17		3,634.00	3	ＲＣ
校舎		H17		365.00	2	ＲＣ
本館（管理教室棟）		S54		805.94	2	ＲＣ
岩山会館	岩山	S49	979	688.89	3	ＲＣ
長山公民館	岩山	S56	288	84.26	1	木造
隠谷集会所	岩山	H6	178	67		木造
商工センター	岩山	H5	1,093.87	328.38	2	Ｓ
まるやま交流館	岩山	H16	2,977.70	182.20	1	木造

名　　称	所在地	完成年	敷地面積 ㎡	延床面積 ㎡	階数	構造
宇治田原町役場	立川	R2	14,916.09			
本庁舎				4,000.58	3	S
保健センター・地域子育て支援センター				589.86	1	木造
京田辺市消防署宇治田原分署	立川	H4	1,330.98	509.38	2	ＲＣ
立川公民館	立川	S11	438	127.00	1	木造
大道寺自治会館	立川	S63			1	木造
平岡公民館	立川				1	木造
糠塚公民館	立川				1	木造
立川防災コミュニティセンター	立川	H11	127.87	99.06	2	S
立川浄水場	立川	H11	1,758.45	164.50	1	ＲＣ
林業センター	立川	S55	1,027	335	2	ＲＣ
宇治田原中央公園	立川	R5	19,616.60	236.07		
湯屋谷会館	湯屋谷	S63	776	423.16	2	ＲＣ
宇治田原郵便局	湯屋谷	S51	165	103.50	1	木造
宇治田原町お茶の京都交流拠点施設	湯屋谷	H30	617.26	335.68	1	S
奥山田ふれあい交流館	奥山田		2,480	1,426.00		
奥山田ふれあい広場	奥山田	S61	5,081	16.33	1	ＣＢ
奥山田会館	奥山田	S55	798	645.69	2	ＲＣ
奥山田コミュニティ消防センター	奥山田	H20	141.34	99.04	2	S
奥山田浄水場	奥山田	H14	601	44.20	1	ＲＣ
学校給食共同調理場	緑苑坂	H14	3,742.05	1,195.12	2	ＲＣ
緑苑坂自治会館	緑苑坂	H11	1,001	492.38	2	ＲＣ

（令和５年 11 月現在）

その他の町営施設

町営住宅	馬道（S32・S36）、岡之薮（S53・S62）、天皇（H8・H10・H12）

32. 危険物貯蔵施設一覧

事業所名	設置施設名	設置場所	施設区分	危険物種別	取扱数量（リットル）
京都やましろ農業協同組合	(宇治田原給油所ローリー)	立川宮ノ本 22	移動タンク貯蔵所	第 2 石油類	2,000
	JASS-PORT 宇治田原	立川宮ノ本 22	給油取扱所	第 1 石油類	40,000
				第 2 石油類	30,000
				第 3 石油類	2,000
京都やましろ農業協同組合（宇治田原重油基地）	宇治田原重油基地	立川宮ノ本 23	一般取扱所	第 3 石油類	30,000
内外カーボンインキ(株)	内外カーボンインキ(株)	立川金井谷 19-14	屋内貯蔵所	第 1 石油類	27,600
				第 2 石油類	900
				アルコール類	1,100
	内外カーボンインキ(株)	立川金井谷 19-14	一般取扱所	第 1 石油類	1,900
	内外カーボンインキ(株)	立川金井谷 19-14	一般取扱所	第 1 石油類	10,000
	内外カーボンインキ(株)	立川金井谷 19-14	一般取扱所	第 1 石油類	980
				第 2 石油類	15
				アルコール類	45
	内外カーボンインキ(株) 重油タンク	立川金井谷 19-14	地下タンク貯蔵所	第 1 石油類	35,250
				アルコール類	11,750
	内外カーボンインキ(株) 回収地下タンク	立川金井谷 19-14	地下タンク貯蔵所	第 1 石油類	13,000
				アルコール類	2,000
	内外カーボンインキ(株) 重油タンク	立川金井谷 19-14	地下タンク貯蔵所	第 3 石油類	20,000
	内外カーボンインキ(株) 宇治田原倉庫（東棟）	湯屋谷西塔ケ谷 4-18、4	屋内貯蔵所	第 1 石油類	38,880
	内外カーボンインキ(株) 宇治田原倉庫（西棟）	湯屋谷西塔ケ谷 4-18、4	屋内貯蔵所	第 1 石油類	38,880
朋和産業(株)	朋和産業(株) 京都事業所	岩山釜井谷 1-25	屋内貯蔵所	第 1 石油類	9,960
	朋和産業(株) 京都事業所インク倉庫 2	岩山釜井谷 1-25	屋内貯蔵所	第 1 石油類	19,920
	朋和産業(株) 京都事業所	岩山釜井谷 1-25	一般取扱所	第 1 石油類	5,674
	朋和産業(株) 京都事業所	岩山釜井谷 1-25	地下タンク貯蔵所	第 1 石油類	36,000
	朋和産業(株) 京都事業所インク倉庫 3	岩山釜井谷 1-25	屋内貯蔵所	第 1 石油類	19,920
共和工業(株)	共和工業 危険物倉庫	立川金井谷 19-9	屋内貯蔵所	第 1 石油類	9,612
				第 2 石油類	200
				第 3 石油類	100
	共和工業 塗布工場	立川金井谷 19-9	一般取扱所	第 1 石油類	3,725

事業所名	設置施設名	設置場所	施設区分	危険物種別	取扱数量（リットル）
須河車体(株)	須河車体(株)	郷之口馬廻り 1	屋内貯蔵所	第 1 石油類	2,000
				第 2 石油類	7,000
				第 3 石油類	800
				第 4 石油類	2,000
	須河車体(株) 立川本社工場	立川坂口 13	屋内貯蔵所	第 1 石油類	2,517
				第 2 石油類	5,218
				第 3 石油類	1,208
				第 4 石油類	80
クラウン工業(株)	クラウン工業株式会社	禅定寺松尾 58-5	屋内貯蔵所	第 1 石油類	7,852
				アルコール類	175
	クラウン工業株式会社	禅定寺松尾 58-5	地下タンク貯蔵所	第 2 石油類	5,000
	クラウン工業株式会社	禅定寺松尾 58-5	一般取扱所	第 1 石油類	1,660
				アルコール類	26
(株)黒坂塗装工業所	(株)黒坂塗装工業所	立川金井谷 19-16	屋内貯蔵所	第 1 石油類	1,160
				第 2 石油類	1,340
	(株)黒坂塗装工業所 第２工場	立川塩ケ谷 19-33	屋内貯蔵所	第 1 石油類	975
				第 2 石油類	900
永和化成工業(株)	永和化成工業(株)	立川金井谷 19-18	屋内貯蔵所	第 1 石油類	100
				第 2 石油類	400
				第 3 石油類	1,000
				第 4 石油類	2,040
				アルコール類	1,000
(株)高山塗装工業	(株)高山塗装工業	郷之口向井 47	屋内貯蔵所	第 1 石油類	864
				第 2 石油類	2,700
(株)フジタ 大阪支店	(株)フジタ	立川塩ケ谷 70、71	屋内貯蔵所	第 1 石油類	80
				第 2 石油類	720
				第 3 石油類	2,600
三和サインワークス(株)	三和サインワークス(株)	岩山釜井谷 1-44	屋内貯蔵所	第 1 石油類	500
				第 2 石油類	2,430
				第 4 石油類	100
				アルコール類	90
(株)西友	(株)西友	立川金井谷 19-7	地下タンク貯蔵所	第 3 石油類	20,000
	(株)若菜 京都工場	立川金井谷 19-6	地下タンク貯蔵所	第 3 石油類	16,000
宇治田原町 総合文化センター	総合文化センター	岩山沼尻 46-1	地下タンク貯蔵所	第 2 石油類	3,000
油音商店	油音商店給油取扱所	荒木西出 2	給油取扱所	第 1 石油類	24,095
				第 2 石油類	6,000
				第 3 石油類	1,800

事業所名	設置施設名	設置場所	施設区分	危険物種別	取扱数量（リットル）
(株)ニチダイ	(株)ニチダイ	禅定寺塩谷 14	一般取扱所	第 1 石油類	40
				第 3 石油類	12,287
				第 4 石油類	10,823
				アルコール類	40
	(株)ニチダイ	禅定寺塩谷 14	一般取扱所	第 3 石油類	21,956
				第 4 石油類	1,841
ローヤルテック(株)	ローヤルテック(株)	立川塩ケ谷 16-14	一般取扱所	第 1 石油類	1,686
				第 2 石油類	455
	ローヤルテック(株)	立川塩ケ谷 16-14	屋内貯蔵所	第 1 石油類	8,000
				第 2 石油類	10,000
ＴＯＷＡ(株)	ＴＯＷＡ(株)	立川金井谷 1-35	一般取扱所	第 3 石油類	9,391
				第 4 石油類	2,218
	ＴＯＷＡ(株)	立川金井谷 1-35	一般取扱所	第 3 石油類	270
				第 4 石油類	5,258
坂村産業(株)	(株)サカムラテック	立川塩ケ谷 16-5	一般取扱所	第 2 石油類	670
				第 4 石油類	19,140
(株)レボインターナショナル	レボインターナショナル（C-Fuel 製造所）	立川金井谷 1-52	製造所	第 3 石油類	44,223
				アルコール類	18,100
	レボインターナショナル(メタノールタンク)	立川金井谷 1-52	屋外タンク貯蔵所	アルコール類	21,000
	レボインターナショナル（充填所）	立川金井谷 1-52	一般取扱所	第 2 石油類	84,000
				第 3 石油類	110,000
				アルコール類	12,500
	レボインターナショナル（B5 軽油製造所）	立川金井谷 1-52	製造所	第 2 石油類	28,000
	レボインターナショナル（軽油タンク）	立川金井谷 1-52	屋外タンク貯蔵所	第 2 石油類	110,000
	レボインターナショナル（c-Fuel）	立川金井谷 1-52	屋外タンク貯蔵所	第 3 石油類	110,000
宇治田原カントリー	叶興産(株)自家給（宇治田原カントリー）	奥山田長尾 31-2	給油取扱所	第 1 石油類	5,000
				第 2 石油類	5,000
(有)山新西池（栗林園）	(有)山新西池(栗林園)	禅定寺松尾 65-1	地下タンク貯蔵所	第 3 石油類	20,000
(株)村井製作所	(株)村井製作所本社工場 A 棟	立川金井谷 1-6	一般取扱所	第 2 石油類	2,062
				第 4 石油類	340
宇治田原町役場	宇治田原町役場	立川坂口 16-2	地下タンク貯蔵所	第 3 石油類	4,000

＊取扱数量にあっては小数点以下四捨五入（令和 5 年 7 月 11 日現在）

33. 指定給水装置工事事業者一覧

指定工事事業者	住所	電話番号
(有)アクト　ムラカミ	宇治田原町	0774-88-2172
飯川組	宇治田原町	0774-88-2337
(株)イーグルテック	宇治田原町	0774-88-3522
上辻ラジオ店	宇治田原町	0774-88-3501
亀井電器商会	宇治田原町	0774-88-2659
(株)ＫＣグリーン	宇治田原町	0774-88-3799
下岡電気商会	宇治田原町	0774-88-3553
(株)寺西鉄工所	宇治田原町	0774-88-2158
にしででんき	宇治田原町	0774-88-3354
(株)本田建設	宇治田原町	0774-88-2154
宮本商店	宇治田原町	0774-88-2059
(株)大西商店	井手町	0774-82-2056
Kplan	井手町	0774-34-5233
(株)小薮設備	井手町	0774-99-4771
(有)柴田ポンプ水道工業所	井手町	0774-82-3072
(有)松尾商店	井手町	0774-82-2234
(有)アイケー設備工業	宇治市	0774-23-7239
アイテム(株)	宇治市	0774-33-7040
あず	宇治市	090-6825-1938
(株)ウチラ	宇治市	0774-43-1141
(株)玄工業	宇治市	0774-23-8317
康永工業	宇治市	0774-24-7259
(株)寿設備工業	宇治市	0774-23-8438
(株)彩光	宇治市	0774-44-5630
(有)ジーエム工業	宇治市	0774-44-5686
(有)潮見住器	宇治市	0774-24-0831
(株)信和建設	宇治市	0774-27-4557
能勢設備工業(株)	宇治市	0774-21-7774
(株)藤本工業	宇治市	0774-46-5050
フロンティア(株)	宇治市	0774-28-5310
(株)南工業	宇治市	0774-23-9211
山田工業(株)	宇治市	0774-22-5332
山之内建築	宇治市	0774-20-1193
(有)石田電機工業所	木津川市	0774-76-2302
永栄工業(株)	木津川市	0774-72-1665
(株)西脇産業	木津川市	0774-76-7070
山岡建設(株)	木津川市	0774-72-4170
(有)泉伸工業	京田辺市	0774-62-0248
谷村電気商会	京田辺市	0774-62-0502
(株)西堀水道商会	京田辺市	0774-62-4840
(株)村雲商店	京田辺市	0774-62-4374
(株)村雲設備	京田辺市	0774-26-5887
吉田工業(株)	京田辺市	0774-63-6316
ワーク・クリタ	京田辺市	0774-62-3488

指定工事事業者	住所	電話番号
(株)池本工業所	京都市	075-641-3231
ウエダ管工業(株)	京都市	075-611-5127
大橋設備工業	京都市	075-691-6627
(株)奥谷管工	京都市	075-641-6492
俺達の(株)	京都市	075-204-4498
(株)京都住設販売	京都市	075-933-8008
(株)京南設備	京都市	075-612-8763
(有)Ｋ・プレール	京都市	075-571-1022
三興設備(株)	京都市	075-594-1400
(有)三洋工業	京都市	075-711-3449
勝田水道(株)	京都市	075-203-4693
大興住設	京都市	075-631-3910
たくみ設備	京都市	075-932-2222
棚橋工業所	京都市	075-622-0565
(有)俊成設備	京都市	075-501-5491
日新工業(株)	京都市	075-622-4381
日本設備工業(株)	京都市	075-682-5152
(株)藤野設備工業	京都市	075-602-7479
(有)三木設備	京都市	075-681-8380
三菱電機システムサービス(株)	京都市	075-622-1181
洛東住建(株)	京都市	075-888-0295
ＡＩＭ建設(株)	城陽市	0774-55-8111
キタザワ産業(株)	城陽市	0774-52-5111
ＫＫ設備	城陽市	0774-52-7806
(有)城陽環境開発	城陽市	0774-53-9364
(有)末廣設備工業	城陽市	0774-55-0564
(株)ハヤシ住宅設備	城陽市	0774-53-2407
(株)原田組	城陽市	0774-52-2614
日高設備工業	城陽市	0774-56-2247
平尾工業	城陽市	0774-52-4154
(株)福野商店	城陽市	0774-54-0480
もりた設備	城陽市	0774-55-2993
(株)岸本設備	精華町	0774-95-0246
日本開発興業(株)	精華町	0774-94-5491
マツモト工業(株)	精華町	0774-72-5157
(株)村瀬設備	精華町	0774-94-5115
(株)北浦工業所	長岡京市	075-951-7351
ロイヤルホームセンター(株)	向日市	0120-00-6186
(株)城南開発興業	八幡市	075-981-0500
(株)伸興水道工業	八幡市	075-981-4528
(有)松尾設備	大津市	077-531-0258
(株)イースマイル	大阪市	06-7739-2525
(株)クリーンライフ	吹田市	06-6821-6133
(株)アクア	枚方市	072-894-7610
交南設備(株)	枚方市	072-858-5571
(株)すいしん設備工業	枚方市	072-894-8555

指定工事事業者	住所	電話番号
(株)せいすい設備工業	枚方市	072-859-7761
(株)西村工業	枚方市	072-849-7770
(株)ミヨシテック	寝屋川市	072-827-3355
(株)ユーサーブ	兵庫県・神戸市	078-967-5959
(株)ウノ	兵庫県・西脇市	0795-22-1261
(株)交換できるくん	東京都・渋谷区	03-6427-5381
(株)クラシアン	神奈川県・横浜市	045-473-8181
(株)アクアライン	広島県・広島市	082-502-6644
(株)キンライサー	東京都・港区	03-5157-2400

令和５年４月１日現在（市町別・五十音順）

34. 指定排水設備工事事業者一覧

指定工事店	住所	電話番号
(有)アクト　ムラカミ	宇治田原町	0774-88-2172
飯川組	宇治田原町	0774-88-2337
(株)イーグルテック	宇治田原町	0774-88-3522
大北建設(株)	宇治田原町	0774-88-3966
亀井電器商会	宇治田原町	0774-88-2659
(株)ＫＣグリーン	宇治田原町	0774-88-3799
下岡電気商会	宇治田原町	0774-88-3553
(株)寺西鉄工所	宇治田原町	0774-88-2158
にしででんき	宇治田原町	0774-88-3354
(株)本田建設	宇治田原町	0774-88-2154
宮本商店	宇治田原町	0774-88-2059
(株)森本工業所	宇治田原町	0774-88-3804
(株)巖建設工業	井手町	0774-82-5250
(株)大西商店	井手町	0774-82-2056
Kplan	井手町	0774-34-5233
(株)小薮設備	井手町	0774-99-4771
(有)柴田ポンプ水道工業所	井手町	0774-82-3072
(有)松尾商店	井手町	0774-82-2234
(有)アイケー設備工業	宇治市	0774-23-7239
あず	宇治市	090-6825-1938
(株)ウチラ	宇治市	0774-43-1141
(有)太田工業	宇治市	0774-23-9268
奥田建設工業(株)	宇治市	0774-24-0920
(株)京南	宇治市	0774-33-3711
(株)玄工業	宇治市	0774-23-8317
康永工業	宇治市	0774-24-7259
(株)寿設備工業	宇治市	0774-23-8438
(株)彩光	宇治市	0774-44-5630
(有)ジーエム工業	宇治市	0774-44-5686
(有)潮見住器	宇治市	0774-24-0831
能勢設備工業(株)	宇治市	0774-21-7774
(株)藤本工業	宇治市	0774-46-5050
フロンティア(株)	宇治市	0774-28-5310
(株)南工業	宇治市	0774-23-9211
山田工業(株)	宇治市	0774-22-5332
山之内建築	宇治市	0774-20-1193
アクア	木津川市	0774-34-0631
(有)石田電機工業所	木津川市	0774-76-2302
永栄工業(株)	木津川市	0774-72-1665
(株)西脇産業	木津川市	0774-76-7070
山岡建設(株)	木津川市	0774-72-4170
(有)泉伸工業	京田辺市	0774-62-0248
谷村電気商会	京田辺市	0774-62-0502
(株)村雲商店	京田辺市	0774-62-4374

指定工事店	住所	電話番号
(株)村雲設備	京田辺市	0774-26-5887
吉田工業(株)	京田辺市	0774-63-6316
(株)池本工業所	京都市	075-641-3231
ウエダ管工業(株)	京都市	075-611-5127
大橋設備工業	京都市	075-691-6627
(株)奥谷管工	京都市	075-641-6492
(株)小野設備	京都市	075-593-3635
(株)京南設備	京都市	075-612-8763
(株)クラシアン	京都市	075-682-2761
(有)ケイ・エス・アイ	京都市	075-502-1125
(有)Ｋ・プレール	京都市	075-571-1022
三興設備(株)	京都市	075-594-1400
(有)三洋工業	京都市	075-711-3449
勝田水道(株)	京都市	075-203-4693
大興住設	京都市	075-631-3910
棚橋工業所	京都市	075-622-0565
(有)俊成設備	京都市	075-501-5491
日新工業(株)	京都市	075-622-4381
日本設備工業(株)	京都市	075-682-5152
(株)藤野設備工業	京都市	075-602-7479
(有)三木設備	京都市	075-681-8380
(有)吉田水道	京都市	075-571-7389
洛東住建(株)	京都市	075-888-0295
ＡＩＭ建設(株)	城陽市	0774-55-8111
キタザワ産業(株)	城陽市	0774-52-5111
(有)末廣設備工業	城陽市	0774-55-0564
(株)ハヤシ住宅設備	城陽市	0774-53-2407
(株)原田組	城陽市	0774-52-2614
平尾工業	城陽市	0774-52-4154
(株)福野商店	城陽市	0774-54-0480
もりた設備	城陽市	0774-55-2993
(株)岸本設備	精華町	0774-95-0246
日本開発興業(株)	精華町	0774-94-5491
マツモト工業(株)	精華町	0774-72-5157
(株)村瀬設備	精華町	0774-94-5115
交南設備(株)	八幡市	075-971-3037
(株)ジェイアンドジェイ	八幡市	075-981-6150
(株)城南開発興業	八幡市	075-981-0500
(株)伸興水道工業	八幡市	075-981-4528

令和５年４月１日現在（市町別・五十音順）